

< 本 編 >

第1章 調査実施概要

1. 調査の背景と目的

(1) 地域の概要

埼玉県春日部市は関東平野のほぼ中央、東京都心から35km圏に位置し、人口23.6万人、市域面積66k㎡、市街化区域22.2k㎡である。国道4号と16号、東武スカイツリーラインと野田線が交差する広域交通の結節点である春日部駅を中心に市街地が広がる。平成17年に旧春日部市と旧庄和町が合併、区画整理が進んでいる西部の旧春日部市域に対し、旧庄和町を中心にした東部は水田を中心に田園地帯が広がっている。

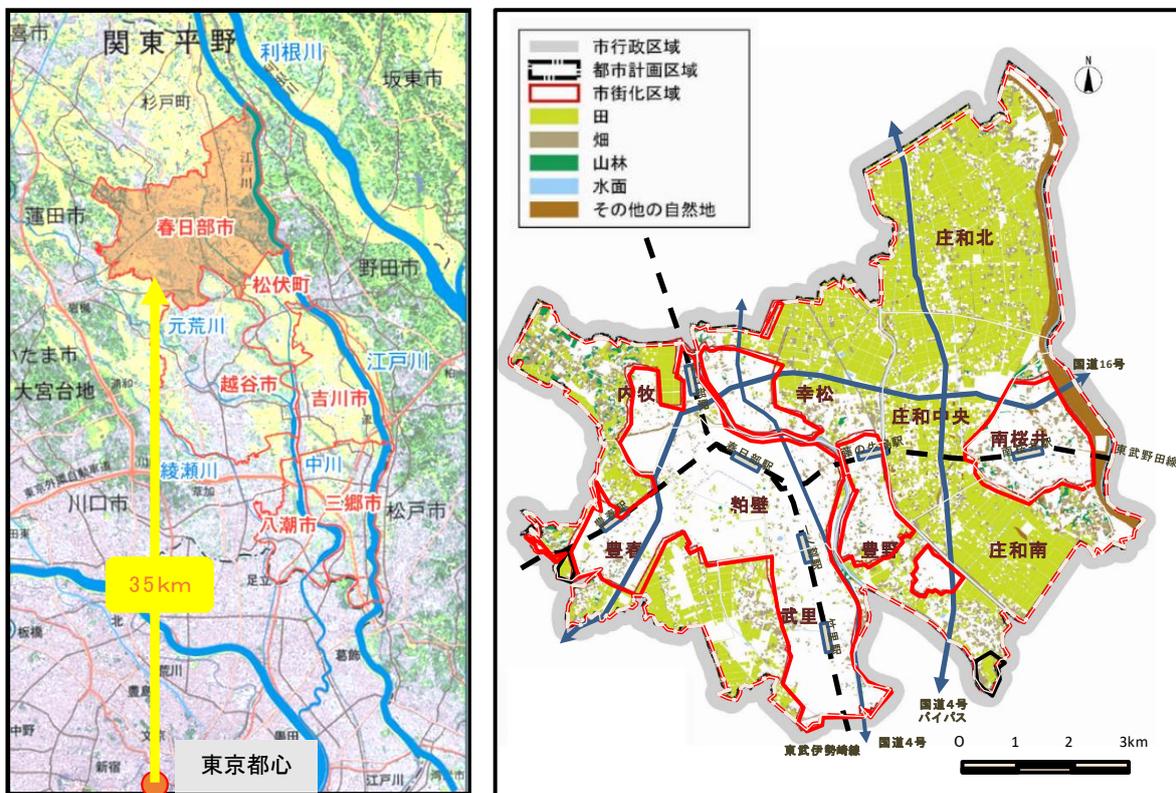


図1 春日部市の位置及び市街化区域の範囲

(2) 背景と課題

1) 防災意識の高まりに伴う市街化区域内農地を活用した防災協力農地制度の検討の必要性

近年、災害時に高齢者・身障者等が避難場所に迅速に到達できないという危機感が高まり、市街化区域内農地を活用した防災協力農地制度の導入が検討課題となっている。一方、市街化区域内農地面積約 90ha のうち、安定的な生産緑地は 1/3 に留まっており、残り 2/3 を占める宅地化農地の動向が注視されている。

(H27)	農地面積	田	畑	生産緑地	宅地化農地
市街化区域	90.2ha (100%)	18.6ha (20.6%)	71.6ha (79.4%)	32.68ha (36.2%)	57.52ha (63.8%)

2) 人口減少、少子高齢化、地震等の災害等に対応した公園ストックの管理・運営の必要性

公園は市域全体に配置されているが（都市公園 295 箇所、都市公園以外の運動広場、ちびっ子広場等 76 箇所整備）、宅地開発に伴い整備された小規模公園も多数あり（街区公園のうち 500 m²未満のものが 136 箇所（54.2%））、経年変化に伴い十分な利用がなされていないものも見られる。今後の社会環境の変化や社会的ニーズに対応した人口減少、少子・高齢化、社会情勢の変化に対応した適切な利用や管理・運営が求められている。

(3) 目的（公園と農地が抱える諸課題への横断的な対処）

公園と農の諸課題に横断的に対処するため、春日部市において市街化区域内農地を活用した防災協力農地の仕組みづくりと都市部の農地が有する多様な機能発揮に向けた市民農園・体験農園等の普及・促進方策を検討すると共に、これら農地の機能向上に資する都市公園等との連携のあり方について検討することを目的とする。

2. 調査内容

(1) 防災協力農地の仕組みづくりと市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討

1) 農地等の立地特性分析

市街化区域内農地の立地特性を GIS データ等の活用により、防災協力農地や市民農園・体験農園の位置づけの効果、都市公園との連携可能性等の観点から分析・整理する。

2) 農業の経営状況及び、防災協力農地等に対する協力意向等の把握

市街化区域内に農地を保有する農家の経営状況（担い手、農地保有、生産の状況等）、防災協力農地や市民農園等への協力意向及び、必要な支援策等について、アンケート調査等により把握整理する。

3) 防災協力農地制度の検討

他都市における防災協力農地制度の特徴を把握・整理するとともに、春日部市における防災関連施策、農家意向等を踏まえ、防災協力農地制度の仕組みを検討・作成する。

4) 市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討

春日部市における市民農園・体験農園等の実施状況、他都市の先進的・特徴的な市民農園・体験農園等の特徴について把握・整理するとともに、他の施設との連携方策や期待される効果等について春日部市における課題を踏まえて、検討・整理する。

(2) 農地と連携した都市公園の利用及び運営のあり方の検討

1) 防災協力農地制度と連携した都市公園の役割の検討

防災協力農地制度と連携した都市公園の役割や取組みについて、他都市における取組み事例等を踏まえつつ、検討・整理する。

2) 市民農園・体験農園等の機能を補完する都市公園の利用及び運営のあり方の検討

市民農園・体験農園等の現状・課題について管理者・利用者等へのヒアリング等を通じて把握・整理するとともに、これらの課題解決、機能向上に資する類似施設における多様な主体の連携による取組みについて把握・整理する。

これらを踏まえ、農地保全と連携した都市公園におけるハード・ソフトのあり方について検討・整理する。

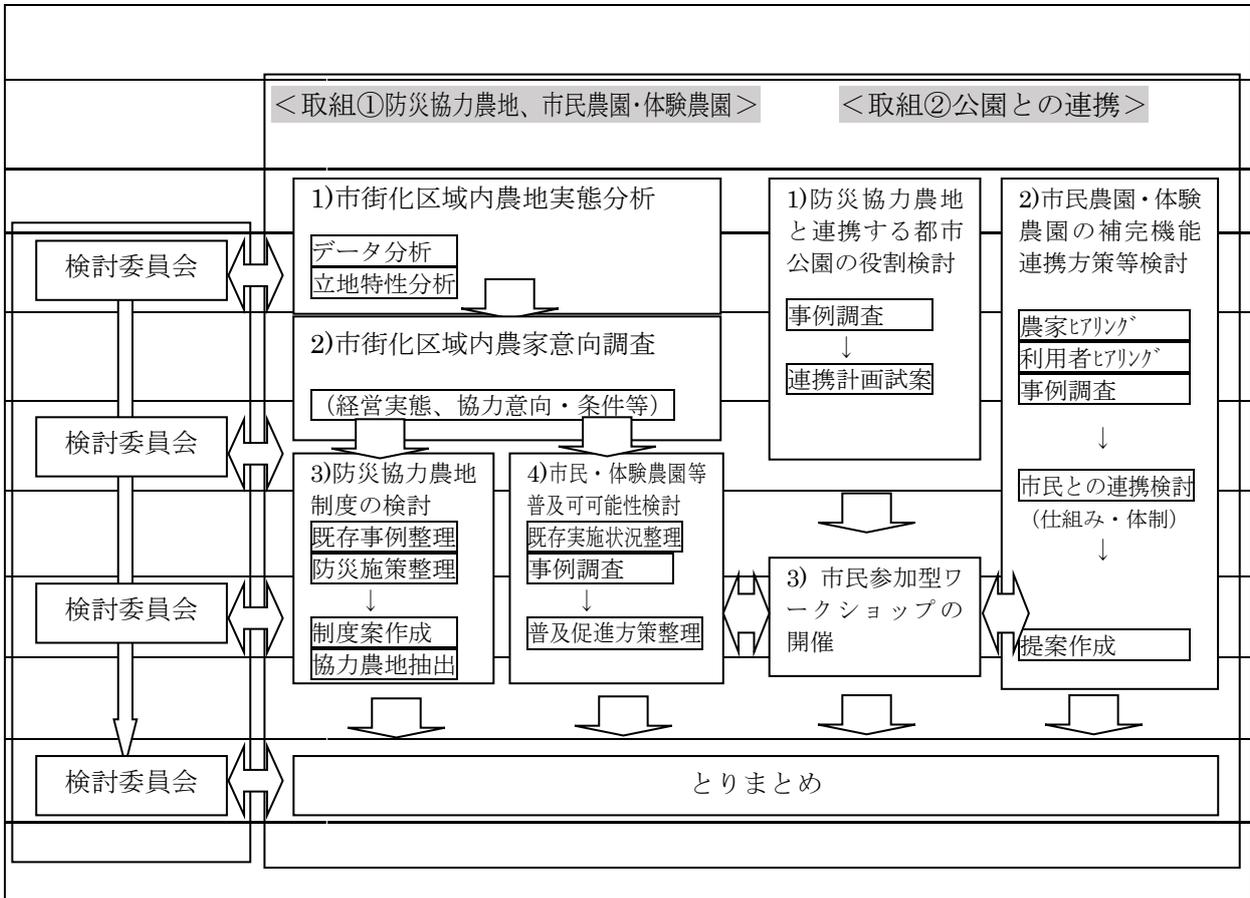
3) 市民参加型ワークショップの開催による検証

防災協力農地等による市街化区域内農地の機能発揮とこれと連携した都市公園利用のあり方をテーマに、関係団体、専門家、市民等の参加によるワークショップを開催し検証を行う。

3. 調査実施方法

(1) 調査の流れ

調査の流れを以下に示す。調査の実施にあたっては、学識経験者を含む検討委員会を設置、開催しながら進めた。



(2) 実施体制



検討委員会名簿

		氏名	所属等	検討会役員
委員	学識者	島田正文	日本大学生物資源科学部教授	
	学識者	柳井重人	千葉大学大学院園芸学研究科准教授	
	農業団体	今井清志	JA 南彩 春日部支店 統括支店長	
	農業団体	新井 勝	JA 埼玉みずほ 庄和中央支店 支店長	
	行政	青木 保	春日部市役所 都市整備部参事 都市計画課長	
	〃	榊原則之	春日部市役所 建設部 公園緑地課長	検討会 会長
	〃	金子昌行	春日部市役所 環境経済部 農政課長	検討会 監事
	まちづくり 支援団体	霊山明夫	一般社団法人日本公園緑地協会常務理事	検討会 専務理事
	〃	佐藤啓二	一般財団法人都市農地活用支援センター常務理事	検討会 事務局長
事務局	行政	村松信忠	春日部市役所 都市整備部 都市計画課 主幹	
	〃	倉若 奨	春日部市役所 都市整備部 都市計画課	
	〃	森田昌之	春日部市役所 建設部 公園緑地課 主幹	
	〃	中澤良直	春日部市役所 建設部 公園緑地課 主査	
	〃	関口義雄	春日部市役所 環境経済部 農政課 主幹	
	まちづくり 支援団体	加藤数彦	一般社団法人日本公園緑地協会公園緑地研究所部長	
	〃	澤田正雄	一般社団法人日本公園緑地協会公園緑地研究所研究員	
	〃	北川明介	一般社団法人日本公園緑地協会公園緑地研究所研究員	
	〃	西山秀俊	一般社団法人日本公園緑地協会公園緑地研究所研究員	
	〃	小谷俊哉	一般財団法人都市農地活用支援センター主任研究員	

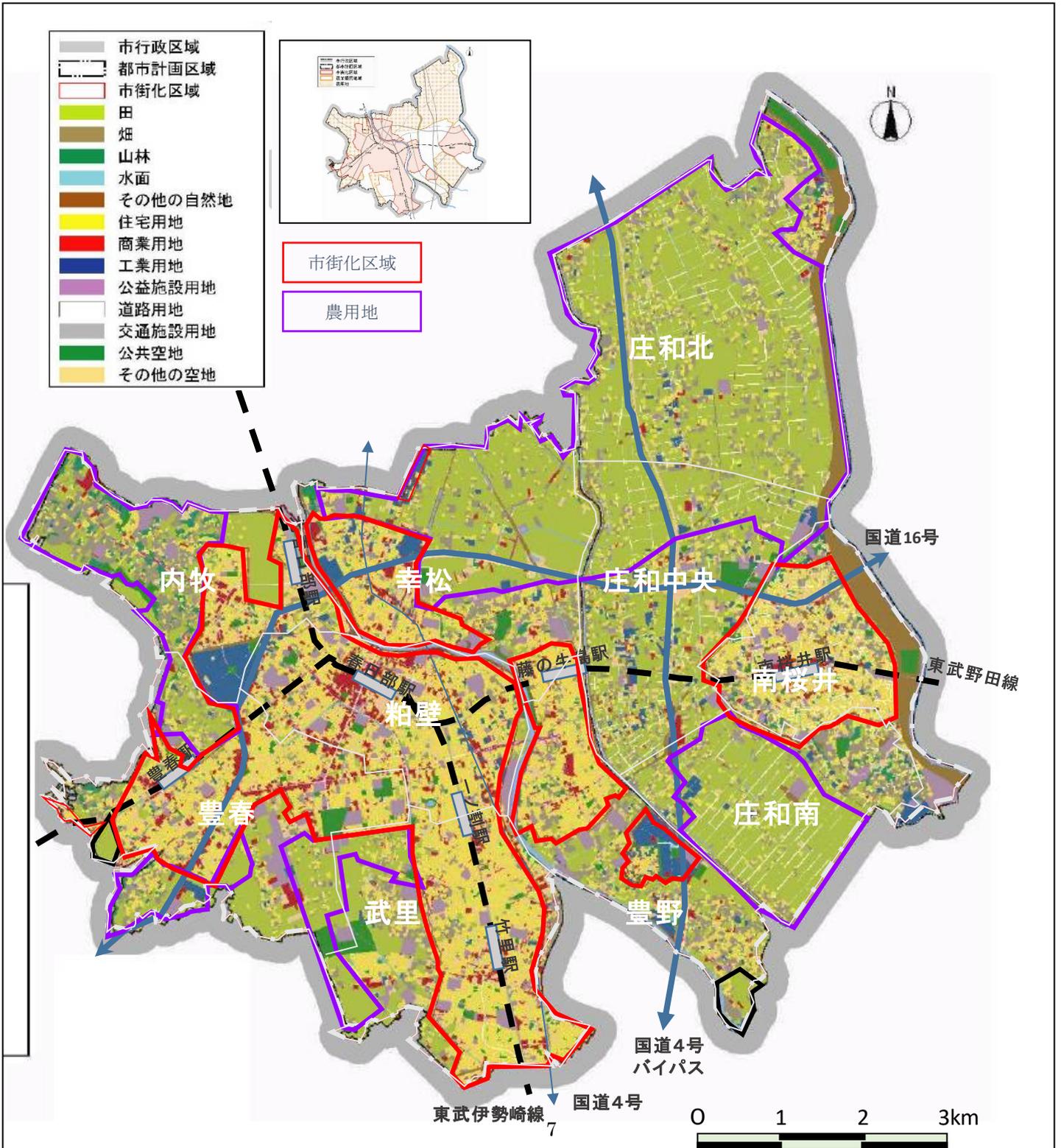
第2章 防災協力農地の仕組みづくりと市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討

1. 農地等の立地特性分析

市街化区域内農地について

1) 土地利用等

■土地利用現況図



2) 農地等

①生産緑地・宅地化農地

- ・市街化区域内農地：90.23ha（田 18.62ha、畑 71.6ha,H27.5 現在）
 - ・生産緑地地区：183 地区 32.68ha（H27.6 現在）
 - ※4年間で8地区 1.38ha 減少（H23.11 191 地区 34.06ha）
- ⇒市街化区域内でも水田が比較的多い ⇒ 災害時の活用用途の区分の検討が必要

②農家数、経営耕地面積

全農家数：1568 戸

全経営耕地面積：191,791a（うち、田：163,851、畑：26,041a、樹園地：1,899a）

地区別経営耕地面積規模別農家数は、全市・地区別とも、0.5 以上～1.0ha 未満が最も多い（全市：518 戸、春日部町 53 戸）

市街化区域内農地の状況

- 市街化区域内の農地は約90ha
- 畑8割、水田2割、生産緑地は3分の1

(H27)	面積	農地面積
全市	6,600ha (100%)	2,409ha (100%)
市街化区域	2,220ha (33.7%)	90.2ha (3.7%)

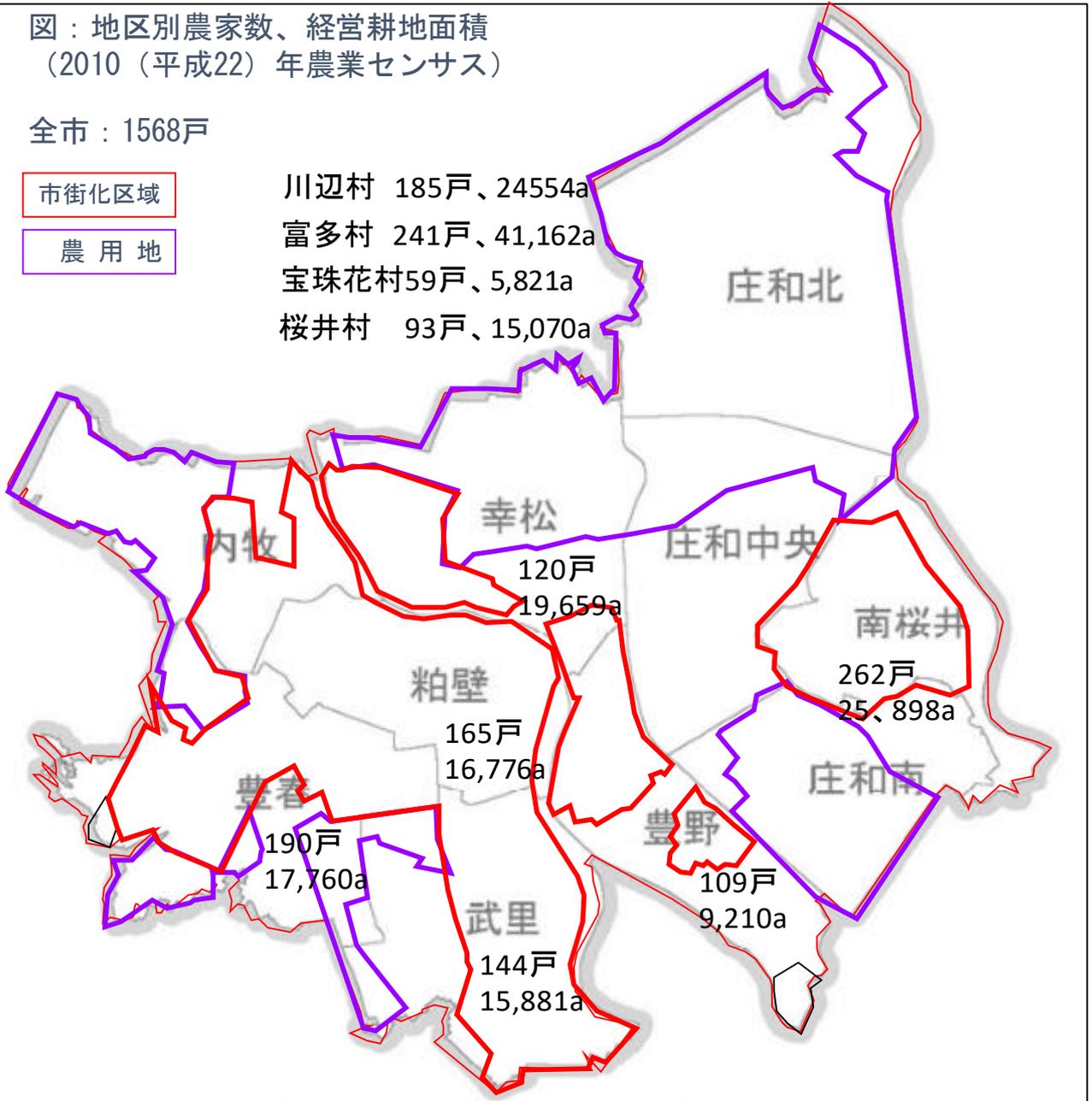
H27

図：地区別農家数、経営耕地面積
 (2010 (平成22) 年農業センサス)

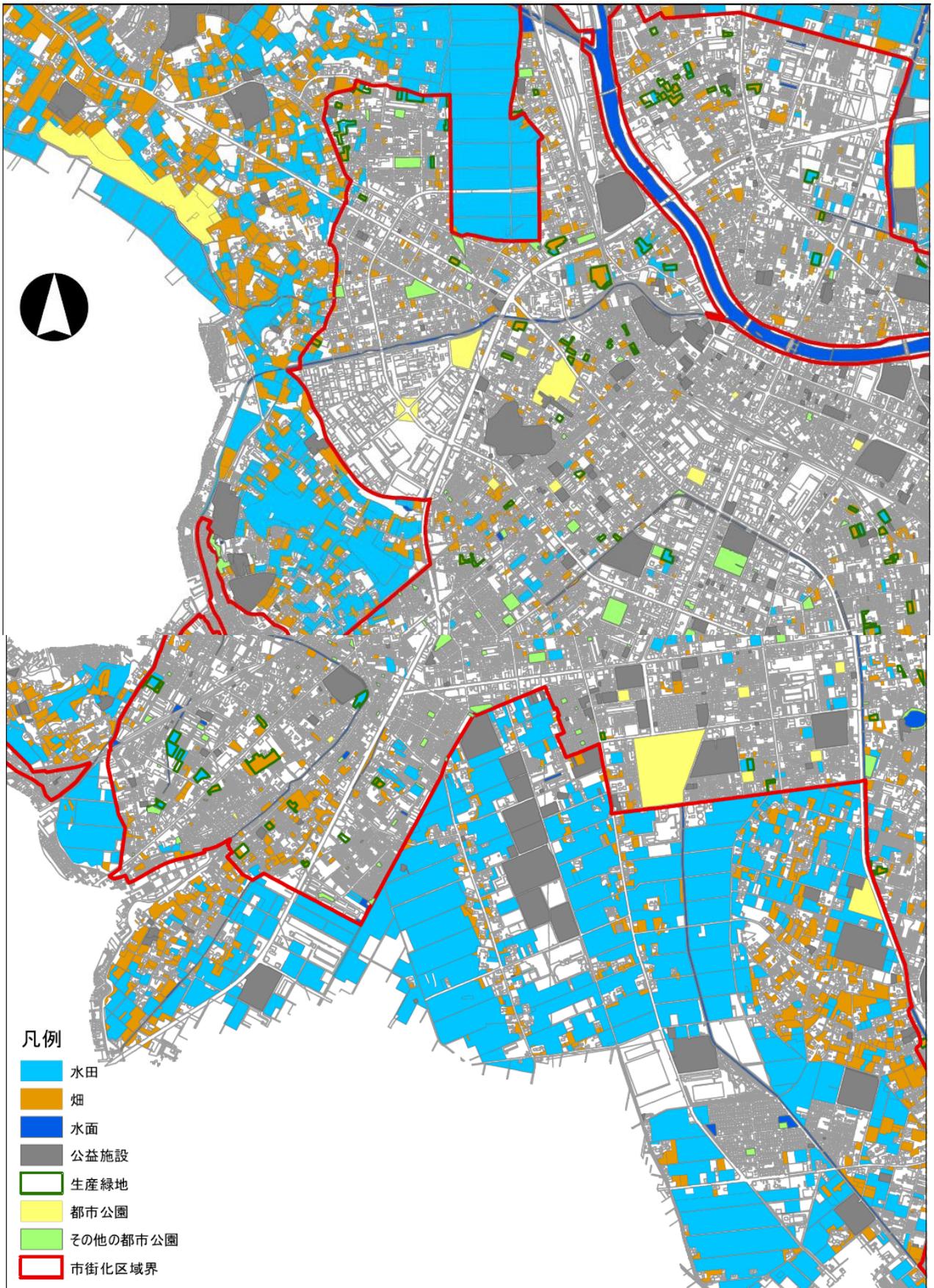
全市：1568戸

市街化区域
 農用地

川辺村 185戸、24554a
 富多村 241戸、41,162a
 宝珠花村 59戸、5,821a
 桜井村 93戸、15,070a



図：農地（水田・畑）、公園、公共施設分布状況（市南東部を抜粋）



2. 農業の経営状況及び、防災協力農地等に対する協力意向等の把握

意向調査（アンケート）内容

I 単純集計結果

II 詳細分析結果

1. 市街化区域内における今後の農地の維持についての考え（問9-①）

- (1) 検定の結果
- (2) 結果についての考察
- (3) できれば農地を維持するつもりだが難しいという場合の具体的理由
- (4) 「その他」を選択したものの具体的内容

2. 「農地を維持するつもりがない」の具体的内容（問9-②）

3. できれば農地を維持するつもりはないが当面維持するの理由

4. 防災協力農地という言葉を知っていたかどうかについて

- (1) 検定結果
- (2) 結果についての考察

5. 防災協力農地は有意義な取り組みだと思うかどうかについて

- (1) 検定結果
- (2) 結果についての考察

6. 農地を緊急避難場所として一時的に利用することについて

- (1) 検定結果
- (2) 結果についての考察
- (3) 条件付きで協力しても良いという場合の具体的条件

7. 農地を資材置場として一定期間利用することについて

- (1) 検定結果
- (2) 結果についての考察
- (3) 条件付きで協力しても良いという場合の具体的条件

8. 農地を仮設住宅用地として一定期間利用することについて

- (1) 検定結果

- (2) 結果についての考察
- (3) 条件付きで協力しても良いという場合の具体的条件

9. 農作物を避難所などへ優先的に供給することについて

- (1) 検定結果
- (2) 結果についての考察
- (3) 条件付きで協力しても良いという場合の具体的条件

1. 実施概要

①配布対象

- ・春日部市の市街化区域内200㎡以上の農地所有者 646名

②実施期間

- ・10月23日郵送発送～11月6日（日）投函締切

③回収実績

- ・270通（12月7日までに到着分） 回収率41.8%

④回答者の年齢構成

- ・回答者は高齢者に偏っているため、単純集計結果の意向調査部分については高齢者の意向を反映した結果となっていることに留意する必要がある。とくに40歳代以下の回答者はかなり少ない為、この年齢層の意向については十分把握されていない。

	実数	割合 (%)
a. 20歳代	0	0.0
b. 30歳代	2	0.7
c. 40歳代	8	3.0
d. 50歳代	19	7.0
e. 60歳代	100	37.0
f. 70歳代以上	124	45.9
無回答	17	6.3
計	270	100.0

⑤無効回答について

- ・選択肢のうち1つを選択する設問について複数の選択肢を選択しているもの、生産緑地がないと回答しているにもかかわらず生産緑地の面積等を回答しているものなどについては、その設問に関わる回答のみ無効回答として扱った。

⑥集計項目等

- ・各設問の単純集計
- ・農地の維持意向と防災協力農地の認知度、防災協力農地への協力意向について、関連が見込まれる設問との間でのクロス集計
- ・自由記入欄記入事項の一覧
- ・集計グラフは、設問に設定されている選択肢をそのまま用い、無回答と無効回答も示した。
- ・クロス集計結果の検定については、精度を高めるため、必要に応じて選択肢の面積区分を合算して大ぐくりの面積区分にするなど、適宜選択肢の集約統合を行ったうえで、無回答と無効回答を

除いた結果について検定を行った。

2. 結果の要約

①市街化区域内農地の維持意向

- ・「できれば農地を維持するつもりはないが当面維持する」という消極的な維持が 27.4%で最も多く、次いで「農地を維持するつもりでいる」という積極的な維持が 19.6%、「できれば農地を維持するつもりだが難しい」が 15.9%、「農地を維持するつもりがない」が 7.8%であった。
- ・市街化区域内で農地を維持していくために解決すべき課題として「税の負担の軽減」を挙げる者が最も多く、回答者の 51.5%を占めている。

②「防災協力農地」という言葉を知っていたか

- ・「知っていた」とするものは、3.0%と少なく、「内容はよくわからないが聞いたことがある」を含めても 20.7%にすぎない。
- ・所有農地面積、生産緑地面積、宅地化農地面積、調整区域内農地面積といった、模別に「防災協力農地」という言葉の認知度の差はみられない。
- ・市民に農作業を協力してもらうことに関心がある農家や、体験農園を開設して市民に農業体験を指導することに関心がある農家は「防災協力農地」という用語の認知度が高く、市民の協力・参加に関心がない場合は認知度が低い。

③農地を活用した防災協力が有意義だと考えるかどうか

- ・災害発生時や災害からの復興時に地域住民のために農地を一時的に利用することや食料供給等の協力を行うことは有意義だと考える者は、55.2%と半数を超える。「有意義だとは思わない」のは 2.2%に過ぎない。「防災協力農地」の認知度は低い、有意義だと考える者は多いといえる。
- ・農地所有総面積別、宅地化農地の面積別には有意義と考えるかどうかの差はみられないが、所有している生産緑地面積が多いほど有意義と考える農家が多い。
- ・農地の所有類型別（生産緑地だけを持っている、生産緑地と宅地化農地を持っている、宅地化農地だけを持っている）に、有意義と考えるかどうかの差はみられない。

④農地を緊急避難場所として一時的に利用（立ち入り）することについて

- ・「協力できない」というものは 8.6%と少なく、「協力をしたい」が 31.7%、「一定の条件のもとで協力をしてもよい」が 23.1%で、両者を合わせて 50%を超える。具体的な条件としては、利用期間等についての契約、原状回復、補償金や税の減免などが多く挙げられている。
- ・所有農地規模が大きい農家、生産緑地の箇所数が多い農家、生産緑地の面積が多い農家で「協力をしたい」農家が多い。
- ・生産緑地と宅地化農地の両方を持っている場合は協力的である。
- ・市民との交流に積極的な農家ほど協力的である。

⑤農地を資材置場として一定期間利用することについて

- ・「協力できない」が一時避難場所よりも多く、16.0%を占めるが、「協力をしたい」が23.9%、「一定の条件のもとで協力をしてもよい」が23.5%で、両者を合わせて5割弱となる。具体的な条件としては、利用期間等についての契約、原状回復、補償金や税の減免などが挙げられている。
- ・所有農地規模が大きいほど、また、生産緑地の箇所数が複数あるほうが協力的である。
- ・市街化区域内農地の所有類型別に、協力意向の差はみられない。
- ・市民農園や体験農園への関心がある場合のほうが協力的である。

⑥農地を仮設住宅用地として一定期間利用することについて

- ・「協力できない」が19.7%を占め、ややハードルが高い。しかし、「協力をしたい」が19.3%、「一定の条件のもとで協力をしてもよい」が23.0%で、両者を合わせて4割強となる。具体的な条件としては、利用期間等についての契約、原状回復、補償金や税の減免などが挙げられている。また、公的機関が借主になることを求める回答がある点が、避難場所や資材置場の場合と異なる。
- ・農地の所有規模が大きいほど協力的である。また、生産緑地の箇所数が1か所しかない場合は非協力的である。
- ・生産緑地と宅地化農地の両方を所有している場合には協力的で、生産緑地はあるが宅地化農地はない場合も比較的協力的といえるが、生産緑地が無くて宅地化農地がある場合はやや非協力的である。
- ・市民農園を開設して市民に利用してもらうことに関心がある場合に協力的で、市民の協力・参加に関心がない場合は、非協力的である。

⑦農作物を避難所などへ優先的に供給することについて

- ・「協力できない」が13.4%と少ないが、「協力をしたい」が26.4%、「一定の条件のもとで協力をしてもよい」が14.1%で、両者を合わせても4割強であり、「分からない」等が他の協力項目と比べて多くなっている。具体的な条件についても、記入された回答が少ない。
- ・農地の所有規模が大きいほど、また、生産緑地がある場合のほうが協力的である。
- ・生産緑地と宅地化農地の両方を所有している場合には協力的で、生産緑地はあるが宅地化農地はない場合も比較的協力的であるが、生産緑地が無くて宅地化農地がある場合はやや非協力的である。
- ・市民農園の開設に関心がある場合は協力的であり、農業に対する市民の協力・参加に関心がない場合は非協力的である。

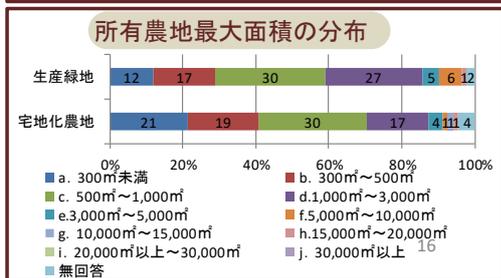
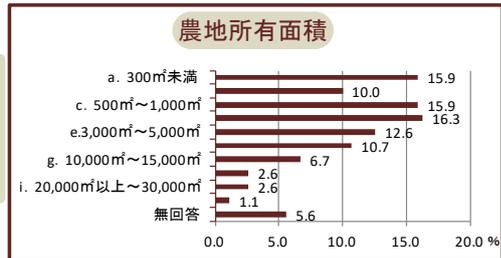
農業経営状況(アンケート調査)

実施概要

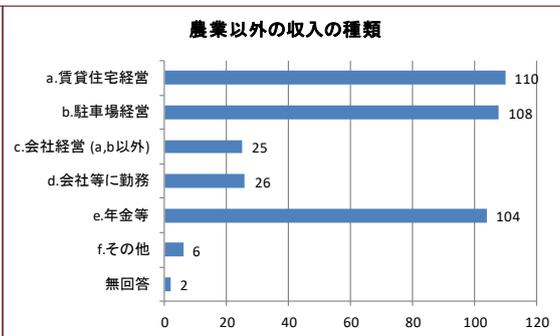
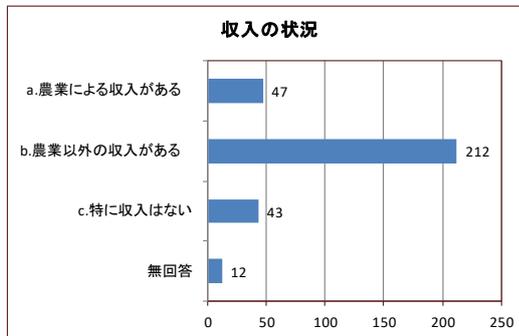
- ①配布対象：市街化区域内200㎡以上の農地所有者 646名
- ②実施期間：10/23郵送～11/6締切(最終12/7)
- ③回収実績：270通(回収率41.8%)
- ④回答者年齢：60歳代37.0%、70歳代以上45.9%

結果概要

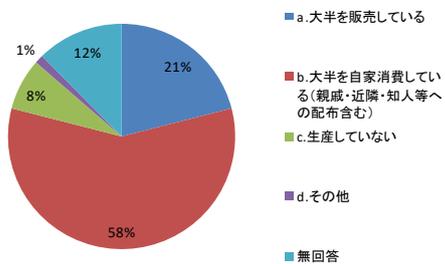
- 所有農地面積—300㎡未満、500-1000㎡、1000-3000㎡とも16%で最多
- 農地所有状況—生産緑地31%、宅地化農地50%、生産緑地・宅地化農地両方14%、調整区域農地も所有38% (他に、調整区域のみ11%回答あり)
※相続による地区外居住の農地所有者等には、区分・面積を把握していない者もあった。
- 所有農地最大面積—生産緑地、宅地化農地とも500～1000㎡が最も多い。生産緑地は1000～3000㎡規模が2番目に多いが、宅地化農地は300㎡未満の農地が2番目に多い
- 耕作状況—自ら耕作：生産緑地71%、宅地化農地59%、調整区域49%



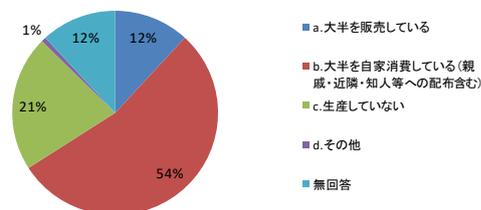
農業経営状況(アンケート調査)



最も大きな生産緑地の生産物の販売

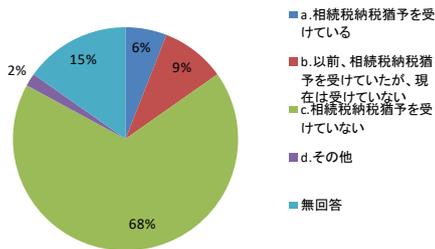


生産緑地以外の市街化区域内農地のうち最大なもの生産物の販売

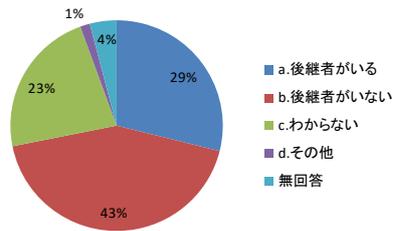


農業経営状況(アンケート調査)

相続税納税猶予の適用状況



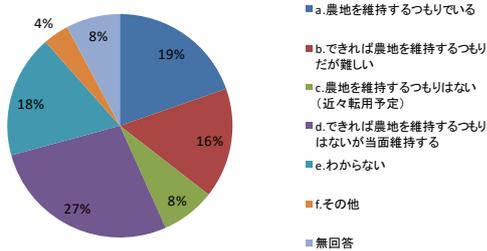
農業後継者の有無



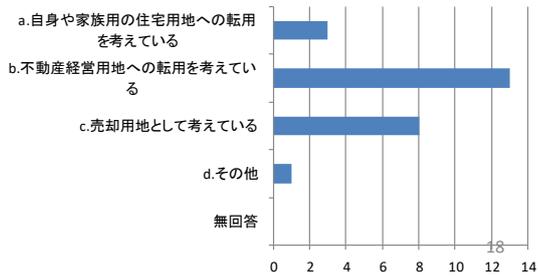
●市街化区域内農地維持の意向は消極的維持が最も多いー

(「維持するつもりないが当面維持」が最も多く(27.4%)、(理由:「財産管理上効率的」「売却の目途が立たない」)、「維持するつもりがない」7.8%。農地を維持するために解決すべき課題として「税負担の軽減」が最多(51.5%))

市街化区域内農地の維持についての意向



市街化区域内農地を近々転用する場合の転用先



3. 防災協力農地制度の検討

1. 防災協力農地について

1) 既存の防災協力農地等

(1) 位置づけ等

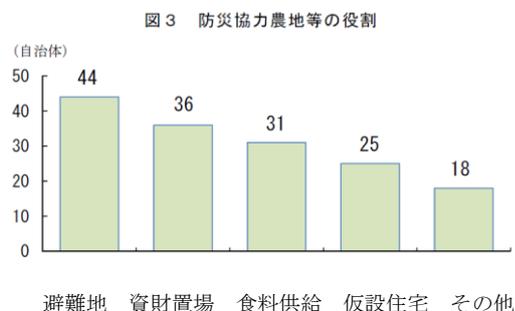
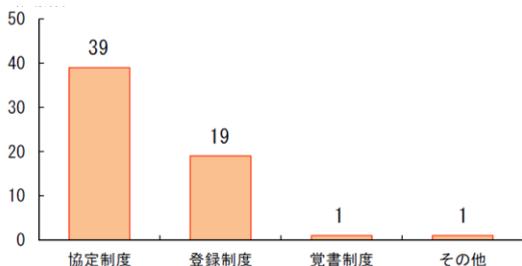
- ・法律上の制度ではない。
- ・災害時に一時避難場所を補完したりする空間や、食料供給源等として、基礎自治体などにおいて要綱などを定め、JAもしくは直接農家と協定を結んだり、登録を行っている。

(2) 他都市における協定等の状況

- ・平成27年3月末現在、3大都市圏特定市（約235市区）においては、56市区が防災協力農地の協定等を締結している。（農水省調べ）
- ・協定レベル、登録レベル等のパターンがある。
- ・協定締結主体：自治体 ⇔ JA ← 個別農家、自治体 ⇔ 個別農家

(3) 農地が有する主な防災機能、協力内容

- ・災害発生時：緊急避難場所、農機具提供（チェーンソー等）
- ・避難生活時：食料供給、（駐車場）
- ・復興時：資財置場、仮設住宅用地等



(4) 対象農地

- ・「生産緑地」、「500㎡以上の宅地化農地」、左記の両方など

(5) 対象災害

- ・地震、風水害等

(6) 防災協力農地の運用など

- ・看板：協定や登録した農地は「看板」掲示を施しているものが多い。
- ・農地を利用した防災訓練等の状況
 - ・防災農地を活用した訓練はあまり聞かれないが、練馬区の自治会や貝塚市では防災協力農地にて訓練を行っているとのことである。

「防災(協力)農地制度」の状況

●防災協力農地制度の基本的なしくみ



- 先行例調査：3大都市圏特定市で制度を有する56都市中(H27.3現在)、約30例把握整理、大阪府・堺市・貝塚市視察
- 農地に係る防災取組み関係者ヒアリング：プレハブ建築協会、JA東京中央会、練馬区体験農園・自治会関係者等
- 被災地の農地利用状況調査：熊本市・益城町現地視察、長岡市関係者ヒアリング



13

(7) 既存の防災協力農地の特徴

ホームページ等による検索で確認できた自治体 (24 自治体)

埼玉県、東京都で策定されている防災協力農地関連の状況について整理した。

(埼玉県：4 都市 (川越市、志木市、和光市、富士見市)、東京都：18 都市)

①防災協力農地等の呼称

防災協力農地・災害時協力農地・防災協定農地 (東京都内に多い)・緑域環境維持農地(世田谷区)地区災害退避農地・協力農地・市民防災農地(川崎市)・防災農地(貝塚市) など

②要綱・協定の組み合わせについて (物資供給のみの協定の自治体は除く)

協定内容		組合せ例		JA が農地斡旋		農地自治体申請			
農地使用	農地	協定	—	要綱	—	要綱	要綱	要綱	—
	生産緑地		協定		要綱				
物資供給等				協定	協定	協定			
自治体例		志木市 川越市 都内	和光市	守口市	富士見市	世田谷区	狛江市	大阪府内	

③農地使用・物資使用以外の項目

- ・重機使用 (三鷹)
- ・農機具使用 (小平)
- ・市民農園の斡旋 (川越市)

④補償について

- ・補償の種類 立毛・使用料・所得補償・原状回復・従業者補償・・・
- ・交付金の支給、(志木市、武蔵野市の条例)

⑤特徴的な自治体について

- ・狛江、世田谷、武蔵野市 (条例)、志木市 (補助要綱で「保水機能を持つ水田が対象)

防災協力農地等の制度傾向について

■調査対象

- 調査対象：防災協力農地に関する要綱及び協定、食料物資等供給に関する JA との協定
- 調査対象自治体：三大都市圏特定市(235 自治体)

<p>1. 東京都の特別区</p> <p>2. 市の区域の全部もしくは一部が首都圏整備法・近畿圏整備法・中部圏開発整備法に規定する一定の区域内にある市</p> <p style="margin-left: 20px;">首都圏：既成市街地・近郊整備地帯</p> <p style="margin-left: 20px;">近畿圏：既成市街地・近郊整備地帯</p> <p style="margin-left: 20px;">中部圏：都市整備区域</p> <p>3. 首都圏・近畿圏・中部圏内に所在する政令指定都市</p>
--

- 特定市のうち農水省調査・JA 東京中央会等で協定等があるとされているもの(58 自治体)
 - 以上のうち協定・要綱等がホームページ等による検索で確認できた自治体 (33 自治体)
- 埼玉県：4 都市（川越市、志木市、和光市、富士見市）、千葉県：2 都市、東京都：

17 都市

神奈川県 4 都市、愛知県 2 都市、京都府 1 都市、大阪府 3 都市

- 上記以外のホームページ等で協定・要綱等が確認できた自治体（協定等の本文が確認できた自治体）

埼玉県：9 都市（さいたま市、飯能市、東松山市、羽生市、桶川市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市）※9 都市すべて食料等供給に関する JA との協定となっている

■埼玉県内特定市における要綱および協定の実施および入手状況（ホームページ等で確認できたもの）

- は協定要綱等入手済、※は未入手、空欄は確認できず

自治体名	防災協力農地等	食糧物資供給等	備考
さいたま市		○	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
川越市	○		災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定書
川口市			
行田市		※	市報ぎょうだ（2016 年 8 月）において災害時応援協定の締結状況に記載有
所沢市		※	災害時における生活必需物資の供給に関する協定
飯能市		○	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書

加須市		※	H18.2 農協と生活物資供給の協定を締結している
東松山市		○ (3 協定)	①災害時における物資等の供給協力に関する協定書 (旧：災害時における主食供給等の協力に関する協定書) ②災害時における燃料の供給に関する協定③災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定
春日部市			
狭山市		※	災害時における生活必需物資の供給に関する協定
羽生市		○	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書
鴻巣市			
上尾市		※	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
草加市	※		生産緑地指定 (500 m ² 以上) のいずれか要件の一つとなっている
越谷市		※	地域防災計画に締結先として記述有
蕨市			
戸田市			
入間市		※	災害時等の食料品の優先供給に関する協定
朝霞市	※		朝霞市生産緑地地区追加指定基準細則に記述有
志木市	○		志木市防災協力農地推進事業実施要領
和光市		○	災害時における和光農業協同組合の協力に関する協定書
新座市			
桶川市		○	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
久喜市			
北本市	※	※	防災農地等の要綱等は未入手 JA との協定：災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
八潮市	※		平成 27 年農業白書に防災協力農地の登録実績の記述有
富士見市	○	○	富士見市防災協力農地登録実施要領 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書
三郷市	※	※	JA との協定：緊急時における物資等の協力に関する協定書
蓮田市		○	災害時における米穀調達に関する協定書
坂戸市		○	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 ・農業振興ビジョン (H24.3) に「防災農地登録制度を創設します」とあるが創設について確認できない
幸手市		○	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 ・地域防災計画震災対策計画編において農地の保全の項目の計画において「一時避難地としての活用」とある
鶴ヶ島市		※	災害時における応急生活物資供給等に関する協定
日高市		○	災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書

吉川市	※		
ふじみ野市		○	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 ・地域防災計画において災害予防計画ではオープンスペースの確保、農地・緑地の保全の項目について「防災協力農地の指定の検討」、災害応急対策計画では避難の誘導の項目において「自治組織・自主防災組織等は、必要に応じて、防災関係機関と協力し、身近な公園、防災協力農地等のオープンスペースへ住民の避難誘導を行うものとする」とある
白岡市			地域防災計画において共助の項目において「オープンスペースの活用地域内の農地、寺社境内、公園、空き地等のオープンスペースを確保、整備し、避難の際に被災状況を確認する身近な一時避難場所として活用する。」とある

■防災協力農地等の呼称

防災協力農地・災害時協力農地・防災協定農地（東京都内に多い）・緑域環境維持農地(世田谷区)・地区災害退避農地・協力農地・市民防災農地(川崎市)・防災農地(貝塚市)・保全生産農地（武蔵野市の条例） など

■要綱・協定の組み合わせについて（物資供給等のみの協定の自治体は除く）

協定内容		組合せ例	JA が農地斡旋		両規定あり		農地自治体申請			
農地使用	農地	協定	—	—	要綱	要綱	要綱	—	要綱	要綱
	生産緑地		協定	要綱	協定		—	協定		
物資供給等										
自治体例		志木 川越※ 1 都内	和光	大和	世田谷 ※2	川崎※ 3	守口	富士見	狛江	大阪府内

※1 JA からの斡旋により市と農家が契約

※2 生産緑地は JA 経由で登録。その他の農地は自治体へ農家が直接申請

※3 生産緑地地区指定に伴い、市民防災農地への登録を必要とする場合は農家と直接登録

■登録農地条件

- ・法的位置づけで区分：農地、市街化区域内農地、生産緑地などの組み合わせ
- ・面積基準：生産緑地または概ね 500 m²の一団農地または防災農地に隣接（神奈川県内、大阪府内）

生産緑地または 500 m²以上の一団農地、食供給農地は農地法 2 条 1 項農地（狛江市）

幅員 4m 以上に接する概ね 1,000 m²以上の一団の農地（富士見市）

500 m²以上で道路面より低い一団の水田（宗岡地区の市街化区域内）または市長が認めた農地（志木市）

（ただし、本要綱は防災農地に対する補助金交付要綱での基準であり防災協力農地登録の実施要綱について確認が必要である）

- ・用途基準：水田または市長認可（志木市）、果樹園ハウス傾斜地等除外（都区内でいくつか）

農業施設設置農地除外（狛江市）、農業施設水田傾斜地除外（藤沢市）

- ・登録適判の主体について記述のある自治体：自治体（大和市）、JA 協力等（川崎市・藤沢市）

■締結方法

- ・JA を通じて登録

JA は把握登録して災害時に斡旋（和光市）

JA が把握し登録台帳等を共有（都区内・藤沢市）

JA が斡旋して自治体が登録契約許諾等（川越市・小金井市・青梅市）

- ・農家と直接登録

自治体に直接申請（富士見市・船橋市・狛江市・大和市・名古屋市・日向市・大阪府内）

- ・混合型

世田谷区、川崎市（協定の組み合わせについて参照）

■協力内容

- ・避難地：許諾不要または使用時は要請（緊急時は口頭等）のどちらか

※8 日以上の使用は要請との自治体（川崎市・大和市・名古屋市・日向市・大阪府内）

- ・復旧資材等置き場：要請等を必要とする自治体が多い
- ・仮設住宅用地：要請等を必要とする自治体が多い
- ・生産物の供給：要請等を必要とする自治体が多い
- ・その他

■農地使用・物資供給以外の項目

- ・重機使用（三鷹市）・農機具使用（小平市）・市民農園の斡旋（川越市）・資機材等（稲沢市）
- ・ハウス、防災協力井戸等利用（足立区）

■補償等について

- ・補償の種類

種類	内容	備考（自治例から）
立毛	農地使用時に現に栽培していたもの等に対する補償	<ul style="list-style-type: none"> ・粗収入相当額、作付のため既に購入していた種苗肥料等費用など ・避難地として使用した場合に適用される場合がほとんど
土地使用料	農地の使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の固定資産税、都市計画税相当 ・加えて上記額を固定資産税等の免除の替わりとして追加支給（大和市） ・避難地としての使用時は除外 ・避難地として7日を超えた場合は対象となる（大阪府内、名古屋市）
農業補償	農業休止に伴う農業収入補償	<ul style="list-style-type: none"> ・農業収入見込み額から減収相当額 ・不耕作地は除外
従業者補償	物資供給等に従事して怪我等をした時の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の規定を準用（東京都内の多く、三鷹市は重機使用時の事故についても同様規定） ・埼玉地区用地対策連絡協議会の損失補償標準書及び関東地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書等を参考（和光市） ・災害対応時の従事者に対する損害補償の条例（板橋区・練馬区）
原状回復	使用後に原状復帰（農地、工作物等）	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自治体で規定あり ・原状回復時に土壌検査（練馬区）
供給物資	農作物等供給を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の市場価格

・ 交付金、奨励金等の支給

以下を除く自治体では規定が無いまたは平時は無償となっている

志木市	1,000 m ² あたり年額 3 万円※1
武蔵野市	<p>「武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例」※2</p> <p>第 10 条 市長は、協定農地の所有者に対し毎年度保全生産農地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。</p> <p>2 奨励金の額は、協定農地の当該年度の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額に第 5 条に指定する期間のうち 5 年のものについては、100 分の 50、10 年のものについては、100 分の 70 を乗じて得た額とする。</p>

※1 ただし、本要綱は防災農地に対する補助金交付要綱での基準であり防災協力農地登録そのものの実施要綱について確認できていない

※2 昭和 49 年 3 月 22 日制定・昭和 57 年 4 月 1 日最終改正

■特徴的な自治体について

- ・登録農地を区分しているもの

狛江市：農地を「避難用農地」「食料供給用農地」「複合型農地」と3区分

- ・対象農地が特徴的なもの

志木市：500 m²以上で道路面より低い一団の水田(宗岡地区の市街化区域内) (例外規定あり)

※ただし、本要綱は防災農地に対する補助金交付要綱での基準であり防災協力農地登録そのものの実施要綱について確認できていないため、防災協力農地の対象農地については要調査

- ・農地により登録方法が異なるもの

世田谷区：生産緑地はJA経由で登録、その他農地は自治体へ直接申請

川崎市：基本的にJA経由で登録。ただし生産緑地地区指定に伴い、市民防災農地への登録を必要とする場合は農家と直接登録

- ・古い事例

武蔵野市：「武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例」昭和49年3月22日・昭和57年4月1日最終改正

※運用実態は不明

※平成14年に「災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書」にて協力農地の斡旋に関する協定を結んでいる

■物資供給に関する補足

- ・取手市の地域防災計画では食料調達に関する以下の記述がある

(6) 食料の調達

(中略)

④災害救助法の適用

本部長は、災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合は、食糧事務所長又は政府指定倉庫の責任者に対し「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領(昭和61年2月10付食糧庁長官通達)」に基づき、応急用米穀の緊急引渡を要請し、応急食糧を確保する。
(地域防災計画より抜粋)

■防災協力農地等にかかわる事業

- ・立川市：立川市都市と農業が共生するまちづくり事業

○防災兼用井戸の整備○防災協定農地又は防災井戸の掲示または案内板の設置○防災マップの作成○避難訓練の実施等

■都道府県等の支援について

・東京都「都市農地保全支援プロジェクト」

都市農地の保全を積極的に推進するため、農地の多面的機能を一層発揮させる施設整備や農地保全のPRに必要な広報活動など、区・市・町が主体となって行う取組に対してハードとソフトの両面から支援

事業は区市町が要望を提出、実施計画の作成、都の事前評価後に事業実施、その後事後評価。

実施年度	実施地区
平成 26 年度	足立区、杉並区、稲城市、三鷹市
平成 27 年度	杉並区、稲城市、三鷹市、小平市、武蔵村山市、府中市、清瀬市

【事例】

杉並区：杉並区都市農地保全支援プロジェクト実施要綱・同補助金交付要綱

○防災兼用農業用井戸の整備○防災協定農地や防災井戸の掲示版案内板の整備○防災機能を付加した市民農園などの整備○農園内の休憩施設や簡易トイレの整備○農地防災マップの作成など。

東京都補助内容「都市農地保全支援プロジェクト実施要領」より抜粋

別表 補助金交付対象事業及び補助率等（実施要領第4関係）

支援内容	経 費	補助事業者	補助率
整備支援	<p>1. 防災機能を強化するための整備 農地等の公益的機能のうち災害時の一時避難場所や生活用水の確保などを目的とした整備に要する経費</p> <p>(1) 防災兼用農業用井戸の整備 (2) 防災協定農地や防災兼用農業用井戸の掲示板・案内板の整備 (3) 太陽光発電による非常用電源の整備 (4) 防災機能を付加した市民農園などの整備 (5) 農園内の休憩施設や簡易トイレの整備 (6) その他必要なもの</p> <p>2. 地域や環境に配慮した基盤整備 異常気象（ゲリラ豪雨など）による土砂流出や排水処理、農薬飛散防止など、地域や環境に配慮した基盤整備に要する経費</p> <p>(1) 耕作道の整備 (2) 散策路、遊歩道等の整備 (3) 農業用水路の親水化 (4) 農薬飛散防止施設の整備 (5) 土留め（擁壁）、生垣の整備 (6) 用排水施設の整備 (7) その他必要なもの</p> <p>3. 整備に必要な実施設計</p>	区・市・町	<p>当該事業に要する経費の4分の3以内</p> <p>整備に必要な実施設計は、事業費300万円（補助金225万円）を上限とする。</p>
推進支援	<p>整備に必要なとなる、基本的な設計や事業費算出、農地保全の理解促進など、都市農地の保全に必要なソフト経費</p> <p>1. 整備に必要な調査等 (事業実施前に必要となる、基本的な調査や設計、工事費の算出等)</p> <p>2. 農地保全のPRに必要な広報活動 (区市が行うシンポジウムや講演会等の開催経費、農地保全の取組リーフレット等の作成に要するデザイン料や印刷費等)</p> <p>3. 農地防災マップの作成 (防災協力農地の位置などが分かるマップの作成等)</p> <p>4. その他、整備に関連するもの</p>	区・市・町	<p>当該事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>ただし、事業費200万円（補助金100万円）を上限とする。</p>

「防災(協力)農地制度」の状況

● 先行都市の特徴的な取組み

- 協力項目選択制により登録のハードルを下げる(狛江市)
- 消化活動訓練(貝塚市主催、町会・消防協力)
- 水利組合等との水路利用協定(大阪府内)
- 保水機能ある水田との協定に補助金(志木市)
- 倒壊家屋解体に農業用機械提供(小平市)
- **町会主体で農地を用いた炊出訓練やマニュアル作成、農家と井戸利用協定(園主が町会長)**(練馬区)
- 農業祭等での登録呼びかけ(JA東京むさし小平支部)
- ビニールハウス宿泊体験(世田谷ブドウ研究会主催)
- 共同直売所の帰宅困難者支援(JA東京中央会)

● 視察における課題(堺市、貝塚市)

- ・地域主体の防災訓練活動の必要性(現在市主催)
- ・自治体では普及のための機会があまりないこと

● 被災地における農地の役割

- 発災直後: 家屋よりも倒壊危険度の低いビニールハウスに避難(中越長岡等)

熊本市・益城町視察より

- 用地確保段階: **迅速性が求められる**
⇒ 公有地の次の民地では「農地」が候補となる
 - ・隣接地の了解は必ずしもスムーズではない
 - ・使用・補償対価は自治体により有償・無償様々
- 整備段階: 農地は盛土・水利の**整備に時間要する**
 - ・隣接農地への生活排水配慮(側溝整備)
- 極力集落単位・仕事場に近いところに細かく配置
⇒ 集落単位の団地形成において、市街地の各地に点在する農地は有用とみられる
- 予め防災協力農地の協定締結があれば、
用地確保の時間短縮を可能とし、整備期間がかかる難点のカバーに有効であると考えられる

熊本市・益城町視察より



元農地は盛土造成。車路は舗装、他は砂利敷き



隣接農地に生活排水が流れこまないように側溝を設ける



住棟間。建築家提案で庇とベンチが据付けられた



ボランティア等の寄付プランタへ
植栽や家庭菜園等はない

2) 春日部市における防災に関する施策等の状況

(1) 春日部市地域防災計画の概要（平成 27 年 2 月改訂）

①策定経緯等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、駅などでの帰宅困難者対応、県外からの避難者対応、放射線への対応など、今までに経験のない事態が発生し、想定されていなかったさまざまな事態への対応が求められた。春日部市では、近年の被害想定や社会情勢の変化を踏まえ、地域防災計画を定めている。

②目的

市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、春日部市防災会議が作成する計画である。本市の地域に係る災害の対策について予防対策、応急対策、復旧対策などに関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することで防災の万全を期し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること。

③目標

地震災害、風水害および大規模事故災害対策をはじめとする各種災害に対処する。

④施策の大綱

防災都市づくりの推進

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の災害発生による被害を最小限にとどめるため、整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

災害時に即応できる防災体制の整備

災害時における二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

行政と市民が一体となった防災体制の推進

市民や事業所の日ごろからの災害への備えと的確な災害時の対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

⑥震災予防計画 防災空間の確保

1.3 防災空間の確保 ⇨ 『建設部、環境経済部』

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁及び注水等消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、都市公園や緑地が、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保は地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

《現 状》

市の公園及び耕作地の概況を以下に示す。

【公園状況】 [平成24年4月1日現在]

数（箇所）	面積（ha）
224	73.51

資料）公園緑地課

【農地経営耕作地面積】 [平成22年2月1日現在]

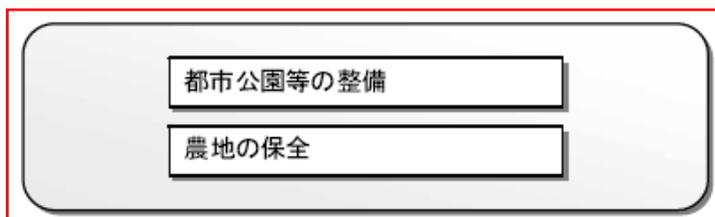
田	畑	果樹園	計（ha）
1,655	260	30	1,945

資料）農林水産省「2010世界農林業センサス」

《方 策》

市は、今後とも都市公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地・農地の保全により市街地における防災空間の確保を推進する。

本市の防災空間の確保は、以下の方策をもって推進する。



(1) 都市公園等の整備

- ア. 都市公園の新設、既設公園の充実、再整備を図る。すなわち、震災時の避難地となることを想定した公園施設の設置等を行う。
- イ. 平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある緑化協定や保存樹林の指定、生垣設置の推進に努める。
- ウ. 住区基幹公園の整備の均衡を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園をスポット的に整備していく。

(2) 農地の保全

農地は、防災上、被災者への生鮮食料の供給等重要であることはもとより、市街化区域における農地は火災の延焼防止として重要な機能を担っていることから、今後とも、生産緑地法等により保全を図っていくものとする。

(2) 避難場所・避難所の整備

①避難場所の指定（指定緊急避難場所）

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり災者、市外からの来訪者等が帰宅できない場合の一時的な安全を確保できる場所で、学校、公民館等の公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の避難場所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

□避難場所の要件

- 被災地の最寄りの場所に設置できるよう市内全域に確保する。
- り災者の生活の本拠地となり得る設備、施設を有すること。
 - ・ 宿泊できる施設であること。
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品、避難場所における非常用電源、携帯電話等の通信機器等のほか、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に必要な設備が確保できること。
 - ・ 備蓄施設、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した設備を確保できること。
- 地震災害時の安全が確保できる施設であること。
 - ・ 原則として、耐震・耐火構造であること。
- 周辺の避難場所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難場所を配置できること。
- 要配慮者が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ、エレベーター、手すり等を整備するなど施設のバリアフリー化を推進すること。
- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制を整備すること。
- 公園等については、公有地で相当規模の面積を有し、その場所や周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

②避難所の指定（指定避難所）

被災者の家屋に対する危険が予測される場合や、家屋の損壊により生活の場が失われた場合等に、一時的な生活の本拠地となり、被災者が一定期間滞在する場として、学校、公民館等の公共施設を活用し、指定、整備する。なお、避難場所と避難所は兼ねることができる。

○ 『【資料編(1)】第7「避難場所・避難所一覧」』参照

(3) 広域避難場所の整備

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、大規模都市公園等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

□広域避難場所の要件

- 面積 10ha 以上（原則）
- 空地又は耐火建築物の敷地で構成される土地で、非耐火建築物の面積（原則として2%以下のもの）
- 避難人口1人当り面積はおおむね2㎡程度

(4) 市民による空地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

春日部市における被害想定(液状化・建物倒壊、水害等)

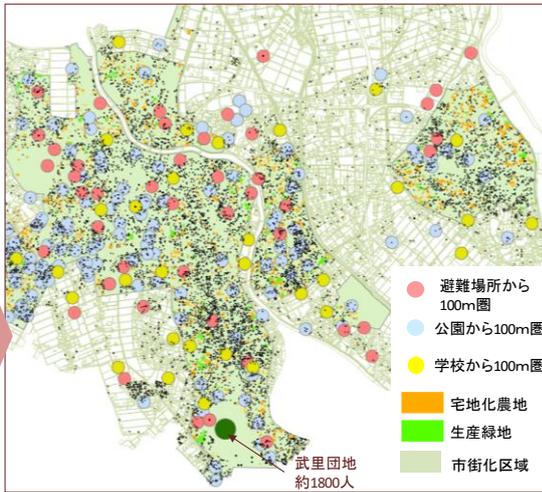
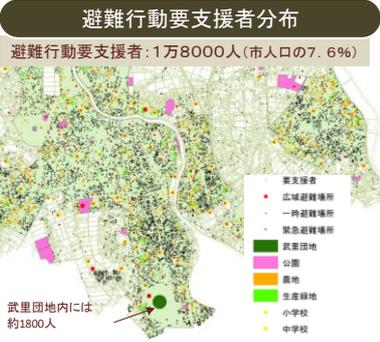
●想定災害(震災中心 水害時は水田の保水機能) ●最大規模:茨城県南部地震(震度6強) 一部建物倒壊、広範に液状化発生



①防災協力農地の必要性

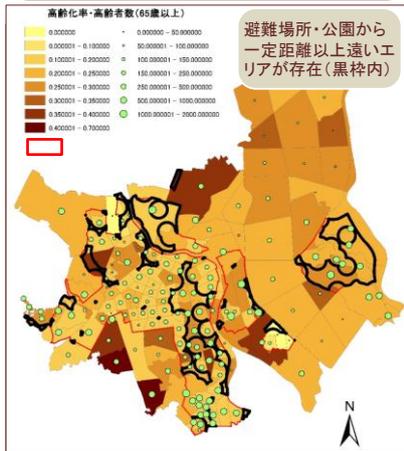
・高齢者等の増加による「身近な避難場所」確保の必要性
↓
市街化区域内農地の活用に着目

●避難場所等から100m以遠(図の○)の避難行動要支援者が多数存在 ⇒ 農地がカバーできる可能性



春日部市における発生避難者・避難行動要支援者分布

● 高齢者分布と避難距離



● 図中、黒枠内が既存の避難場所・公園からの仮想歩行距離圏外(広域避難場所500m、一時及び緊急避難場所250m、広域公園(地区・近隣公園)500m、街区公園(500㎡以上)250m。)

● 避難行動要支援者分布

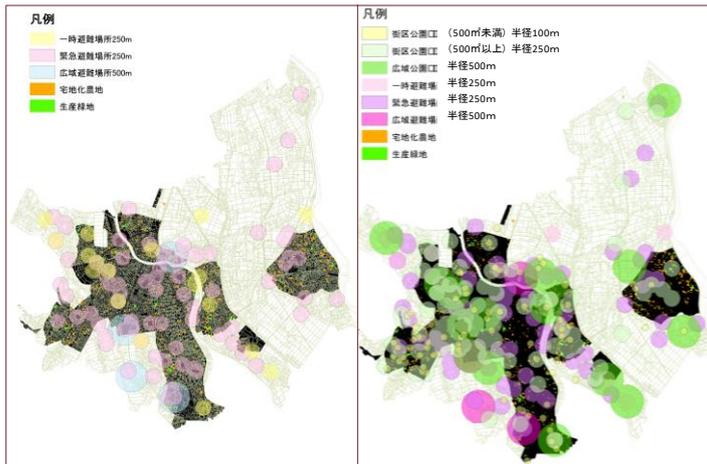


● 避難行動要支援者約18,300人の分布

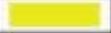
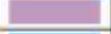
21

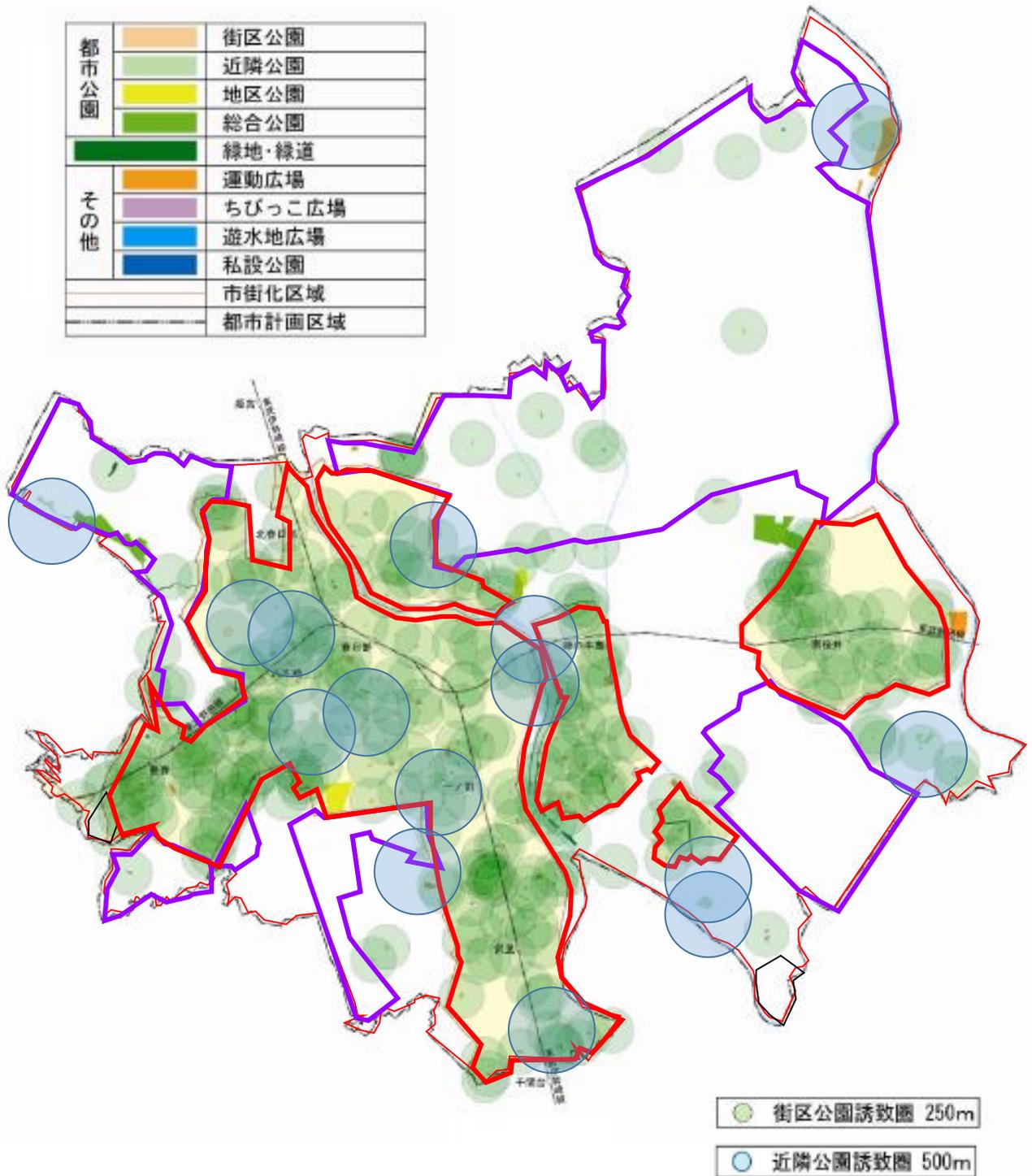
防災協力農地の検討 避難場所・公園・農地の関係 分布

● 図中、黒い部分が既存の避難場所・公園からの仮想歩行距離圏外となる黒塗り部分にある農地が災害時の補助的緊急避難場所・通路となれる可能性がある。
(広域避難場所500m、一時及び緊急避難場所250m、広域公園(地区・近隣公園)500m、街区公園(500㎡以上)250m。)



22

都市公園		街区公園
		近隣公園
		地区公園
		総合公園
		緑地・緑道
その他		運動広場
		ちびっこ広場
		遊水地広場
		私設公園
		市街化区域
		都市計画区域



● 制度構築上のポイント

- 1. 災害時に機能するための認知度向上の工夫の必要性
「日頃から知られている、使われている」ことが災害時に機能発揮する上で重要
既存震災の教訓より ⇒ 定期的な訓練実施等
- 2. 農家にとって協力しやすい、避難者を受入れやすい環境づくりの必要性
見知らぬ市民の農地立入りを簡単に受け入れられるわけではない(農家ヒアリングより)
⇒ 農地立入り範囲の明確化や自治会が立入り時の仲介役となることが重要
- 3. 協力農家を確保するための工夫の必要性
農家アンケートより判明した、協力意向の強い大規模・複数農地所有者、市民農園等の開設者や関心者への積極的呼びかけ
- 4. 農家・住民間の日常交流機会創出による発災時の機能発揮
直売や体験農園等、日頃から農地所有者と地域住民が交流する機会創出支援

● 制度の設定案

● 1. 重点目標—「身近な緊急避難場所の確保による既存防災機能の強化」

(災害発生時、指定避難場所にたどりつけない住民の緊急避難場所の確保(避難行動要支援者(約18000人、人口の7.6%))

● 2. 協力要請対象農地—市街化区域内全域 液状化予想は市街化区域全域で可能性が高いこと等から、市街化区域内の全農地(2/3を占める宅地化農地含む)を対象とする。

● 3. 協力内容:基本型

「避難場所・避難路」「資材置場」「仮設住宅用地」「食料供給」+「防災兼用井戸」 ※今後オプション検討

● 4. 「(仮称)登録推進地区」の想定

甚大な被害予想地区、避難行動要支援者の多い地区で重点的に普及に取り組む

● 5. 協力体制—既存例では自治体⇄農地所有者・JA間の協定締結が主流だったが、加えて「自治会等地域住民から協力農地を推薦」するボトムアップ型関係構築による普及を図る。

● 6. 日常的に農地の認知度を高め、農家と市民が交流する機会の創出:

市民の農体験ニーズは高く、市街化区域に2園しかない体験農園等の積極的な開設、近接公園と連携したイベント開催(マルシェ、防災訓練等)により認知度向上を図る。

● 7. 農地所有者が受け入れやすいきめ細かな登録制度

多くの先行例のように一律な協定項目とするのではなく、協力の条件をきめ細かく設定できるようにし、登録率を高められるようにする。

4. 市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討

市民農園の状況

表：市民農園一覧 平成 27 年 10 月 1 日現在(申し出順)

農園名	所在地	区画数	面積 (平方メートル)	年間利用料	備考
村田農園	牛島 381	61 区画	30 平方メートル	8,000 円	連絡先: 株式会社田中測量設計事務所
武里農園	大場 1618	48 区画	30 平方メートル	8,000 円	連絡先: 株式会社田中測量設計事務所
豊野市民農園	銚子口 1198	51 区画	30 平方メートル	8,000 円	連絡先: 株式会社田中測量設計事務所
新井菜園(第一)	内牧 3118-1	9 区画	30 平方メートル	6,000 円	トイレ あり
新井菜園(第二)	内牧 3062-1	37 区画	30 平方メートル	6,000 円	トイレ あり
市民体験農園 土・大 自然 サイトウ	西親野井 373	15 区画	39 平方メートル	15,000 円 初年度 23,000 円	野菜苗、農具、トイレ、水道、駐車場、指導 あり
野口農園	立野 724-1	24 区画	30 平方メートル	25,000 円	農具、トイレ、水道、駐車場、指導 あり
小谷野農園	小淵 483	39 区画	33 平方メートル他	7,000 円他	
栗原市民農園(第一)	八丁目 750	10 区画	30 平方メートル他	8,000 円他	給水設備 あり
栗原市民農園(第二)	八丁目 851	25 区画	30 平方メートル他	8,000 円他	給水設備 あり
内藤農園	新方袋 1122-1	23 区画	約 30 平方メートル	6,000 円	午後 6 時～午後 8 時のみ)
岡本農園	神間 910	80 区画	35 平方メートル	6,000 円	
時田農園	藤塚 648-1	15 区画	66 平方メートル	12,000 円	(午後 4 時～午後 8 時のみ)
栗原さやか農園	東中野 556	4 区画	100 平方メートル	5,000 円	住所…東中野 726
石塚農園	南中曽根 551-1、 529-2	40 区画	33 平方メートル	8000 円	

②市民農園・体験農園

- ・市が開設している市民農園はない。
- ・農家等が開設し市が広報の支援をしている市民農園・体験農園は約 15 園ある。
- ・市民農園の殆どは市街化調整区域にあり、市街化区域内には2園のみ。
⇒ 市街化区域内での市民農園等のニーズや種地の可能性模索

市民農園（小谷野農園 小湊地区）



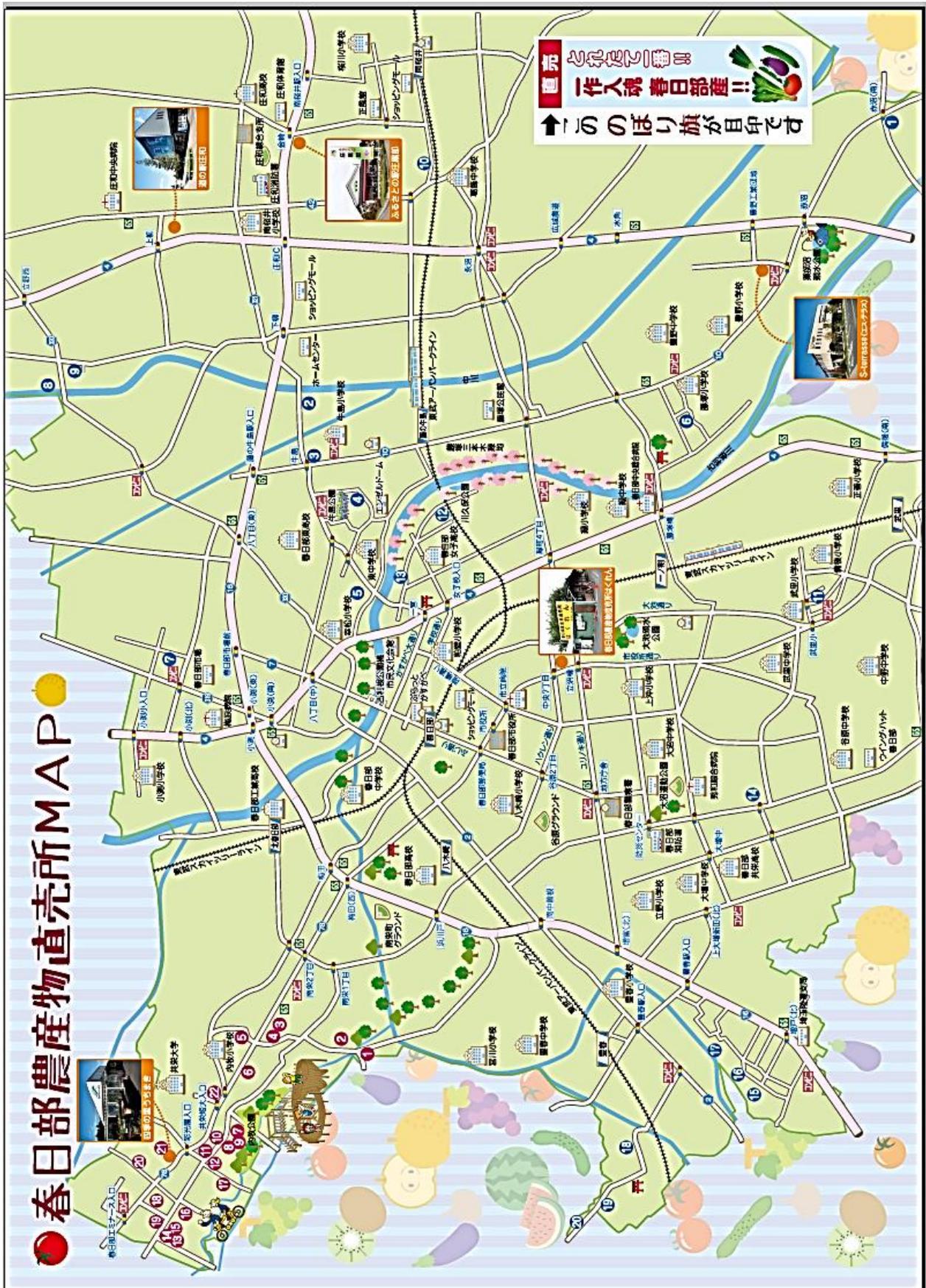
③農産物直売所

ロードサイド型の共同直売所等は4つある。

	<p>四季の里 うちまき 本店 内牧4064-1 ☎872-6175 営業時間 9:30~17:30 定休日/年中無休 駐車場/40台</p>
	<p>春日部農産物直売所 はくれん 南2-5 ☎733-6115 営業時間 10:00~14:00 定休日/水曜日 駐車場/10台</p>

	<p>S-terrasse (イス・テラス) 鏡子口979 ☎792-0701 営業時間 10:00~18:00 定休日/年中無休 駐車場/40台</p>
	<p>道の駅庄和 上柳995 ☎718-3011 営業時間 9:00~19:00 定休日/1月1-2日, 6月第3水曜日, 11月第3水曜日 駐車場/160台</p> <p>ふるさとの駅 庄黒郎 金鐘659-1 ☎797-9500 営業時間 9:00~19:00 定休日/年中無休 駐車場/30台</p>

春日部農産物直売所MAP



販売 **とれどと一番別**
作人魂 春日部産!!
 ↑のほり旗が目印です

第3章 農地と連携した都市公園の利用及び運営のあり方の検討

1. 春日部市における都市公園等の現況と課題

・本市の都市公園は 304 箇所中整備済が 286 箇所となっている。また、都市公園以外の運動広場、ちびっ子広場等の公園が 63 箇所整備済となっている。

・国や県の平均値と比較すると一人当たりの公園面積が少ない。

(国：9.30 m²/人 県：6.60 m²/人 春日部市：3.93 m²/人)

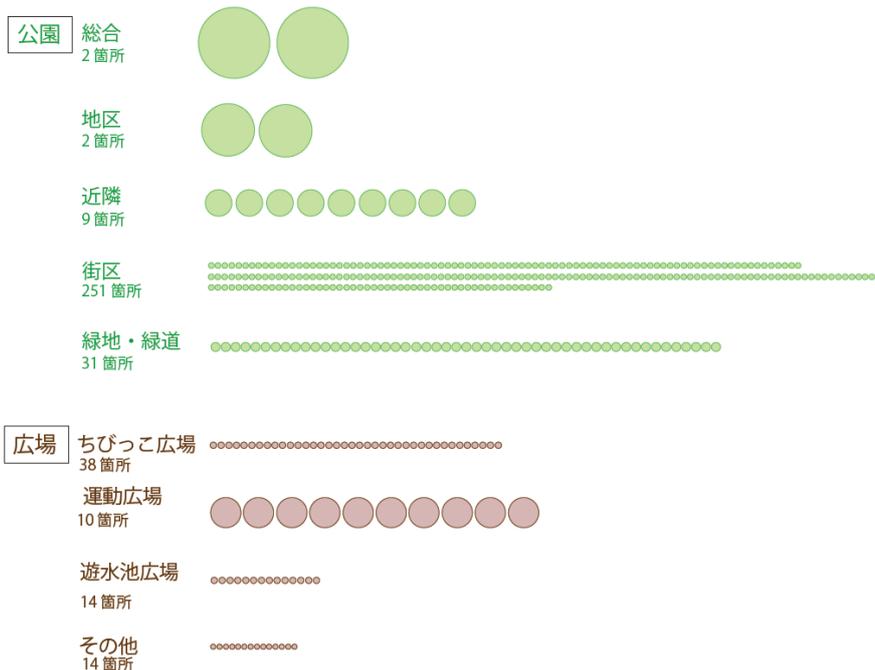
(1) 都市公園等の現状

小規模な街区公園、ちびっ子広場の設置数がきわめて多い。街区公園は公園総カ所数（295 か所）の 85%（251 か所）を占め面積にして公園総面積の約 30%を占めている。

区分	種別	面積	箇所数	面積・m ²	
				m ² /箇所当り	m ² /1人当り
公園	総合	228,325	2	114,163	0.97
	地区	124,356	2	62,178	0.53
	近隣	142,659	9	15,851	0.60
	街区	230,751	251	919	0.98
	緑地・緑道	57,231	31	1,846	0.24
計		783,322	295		3.32
広場	ちびっ子広場	34,378	38	905	0.15
	運動広場	161,740	10	16,174	0.69
	遊水池広場	12,503	14	893	0.06
	その他	8,305	14	593	0.04
計		216,926	76		0.94
合計		1,000,248	371		4.26

※面積は整備済みの数値

※人口236,599人(H28.7)

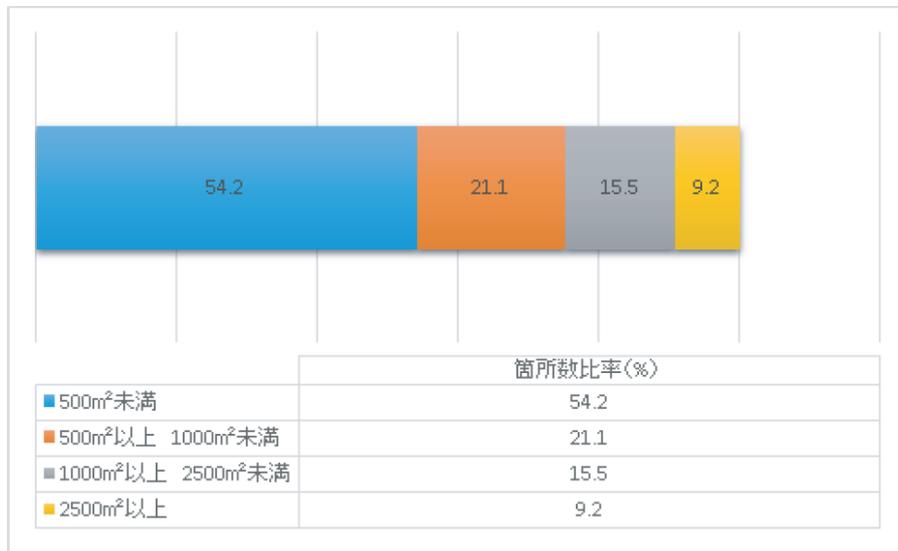


(2) 街区公園の面積別内訳

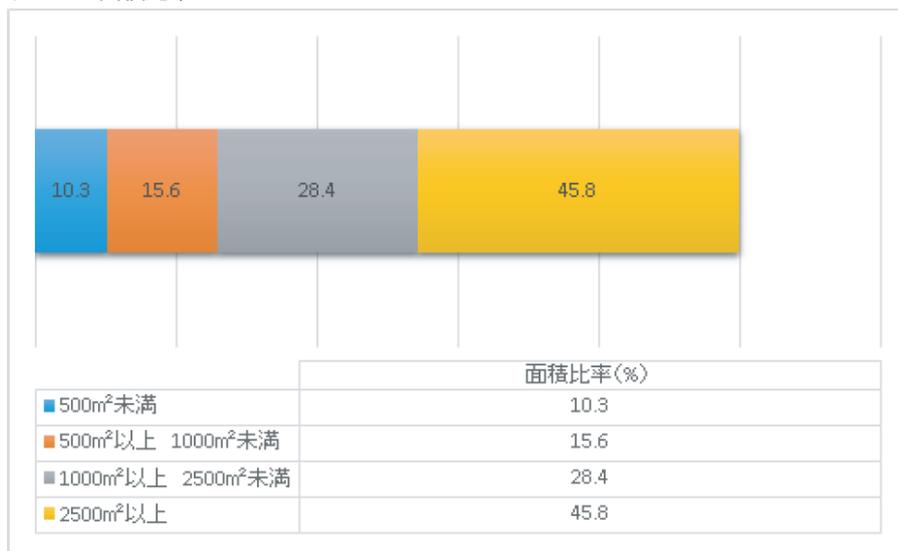
街区公園の内訳をみると、1,000 m²未満の小規模街区公園が、設置総数 257 か所の 73.9%、190 か所の大半を占め、500 m²未満の総か所数の 52.9%、136 か所を占めている。

面積	箇所数	箇所数比率(%)	面積(m ²)	面積比率(%)
500m ² 未満	136	54.2	26,214	10.3
500m ² 以上 1000m ² 未満	53	21.1	39,645	15.6
1000m ² 以上 2500m ² 未満	39	15.5	72,168	28.4
2500m ² 以上	23	9.2	116,500	45.8
合計	251	100.0	254,527	100.0

グラフ - 箇所数比率

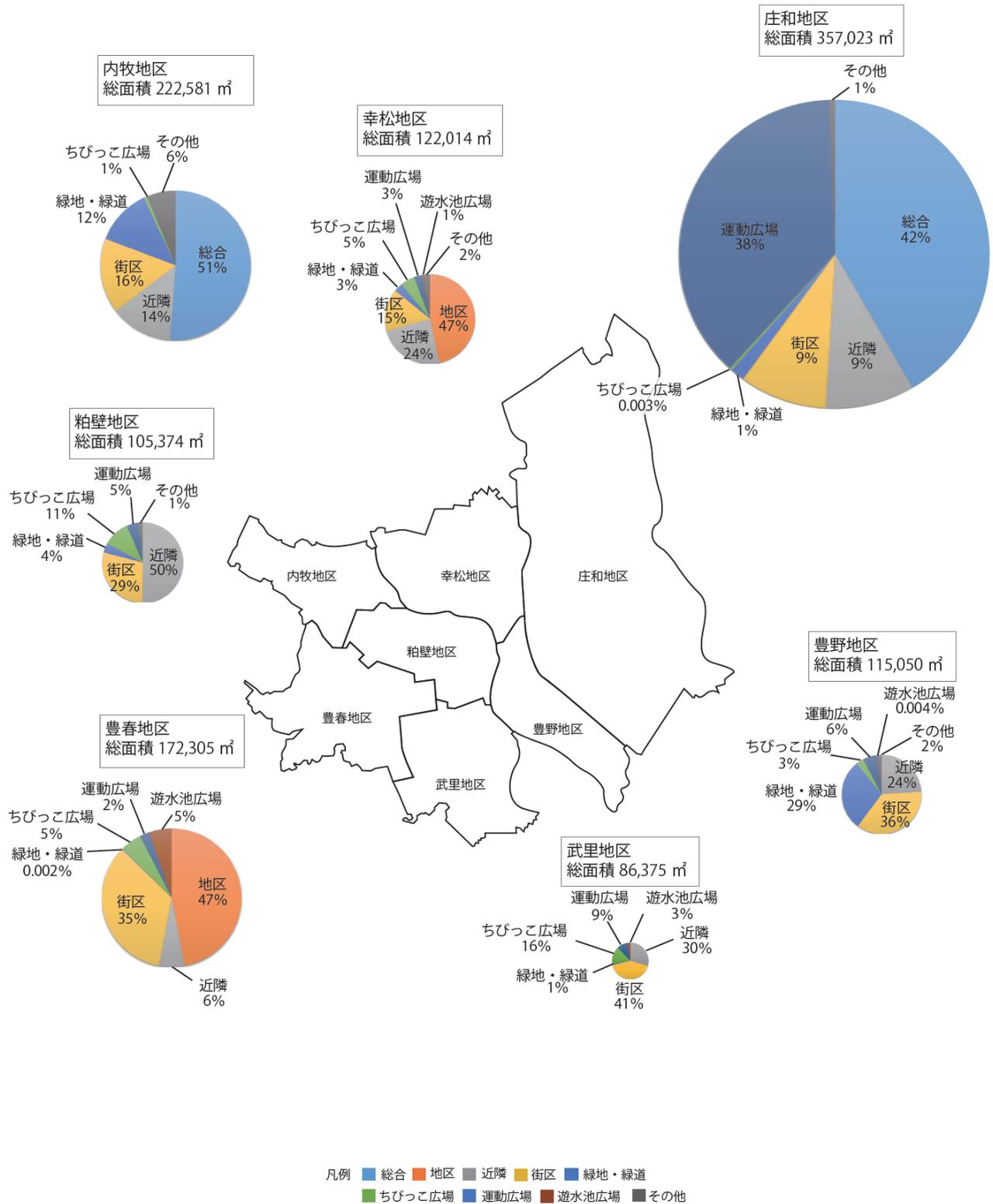


グラフ - 面積比率



(3) 都市公園等の現状 (エリア別)

粕壁地区、豊野地区、武里地区には、近隣公園、街区公園など小規模の公園が点在している。幸松地区、豊春地区は、地区公園があり、庄和地区、内牧地区には、総合公園がある。春日部の中心市街地には、大きな公園は存在していない状況である。



(4) 現地調査地

①防災設備を備えた公園

□住所：春日部市大枝

□公園概要：面積 8,673 m²

種別 近隣公園

施設 防災

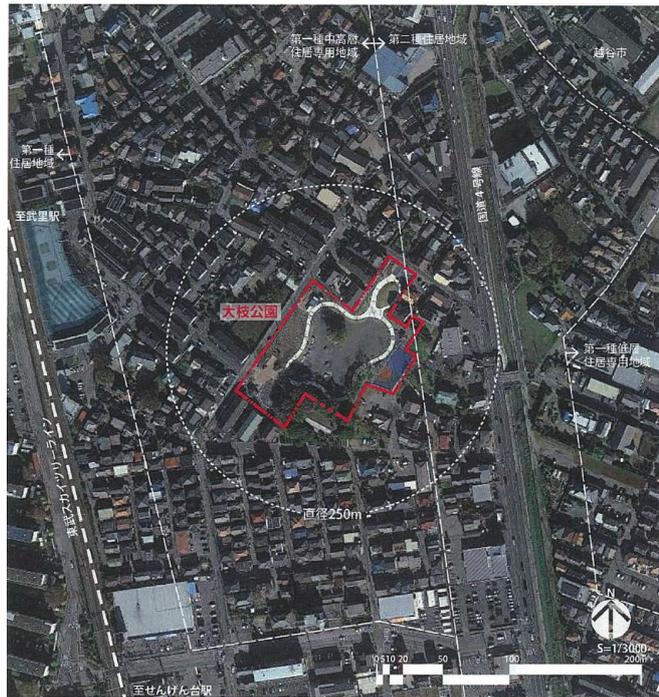
かまどベンチ

マンホールトイレ

周辺の自治会による自主納采組織が合同防災訓練を実施

□周辺概要

- ・第一種中高層住居専用地域：ほとんどが戸建て住宅。
- ・公園東側に国道4号線、西側に東武スカイツリーライン。
- ・公園の北約300mに、特別養護老人ホームが立地している。



②宅地化農地、生産緑地、公園が近接

□住所：春日部市備後西4丁目、備後3丁目

□公園概要：面積 1,982 m²

□周辺概要

- ・第一種住宅地域、第一種中高層住居専用地域：農地、生産緑地を戸建ての住居が囲むような街並み。
- ・水路：農地に沿って農業用水路が走っている。
- ・景観：宅地化以前の農の風景を思わせる屋敷林が残っている。



③農地、公園が接近

□住所：春日部市大沼5丁目、大沼6丁目

□公園概要：面積 2,455 m² (大沼第5公園)

2,450 m² (大沼第6公園)

種別 街区公園

施設 ブランコ他一般的遊具

数点

区画整理に伴って整備された標準的な施設様式

□第一種中高層住居専門地域：区画整理でできた戸建て住宅の街並みの中心に、農地(主に水田)が点在する。



④農地・公園・学校が隣接

□住所：春日部市中央4丁目

□公園概要：面積 2,442 m²

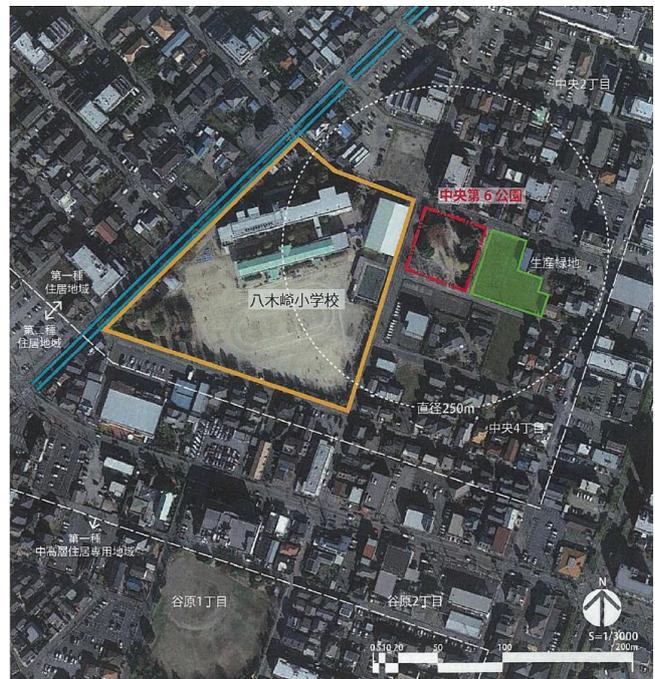
種別 街区公園

施設 遊具が広場のまわりに
数点整備されている。

こども利用主体の公園

□周辺概要

・第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専門地域：公園周辺は戸建て住宅、中層住宅、商業施設などが混在する土地利用となっており、生産緑地が孤立して存在している。



⑤小規模公園が近接

□住所：春日部市豊町3丁目

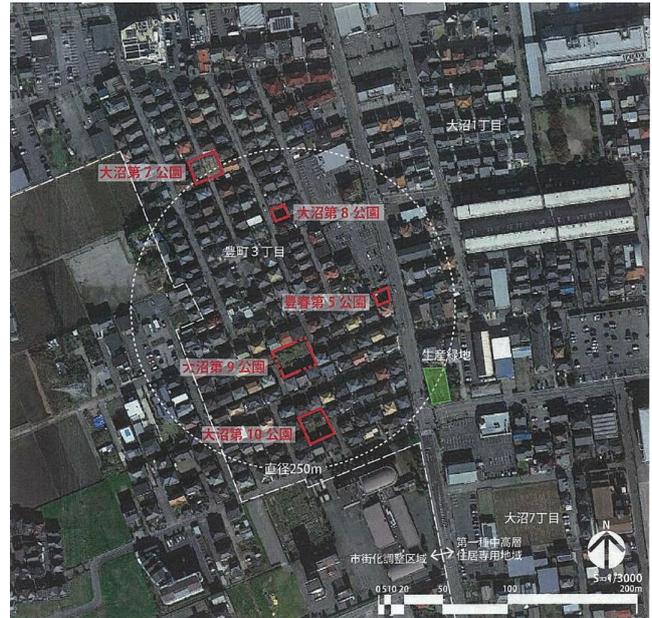
□公園概要：面積 546㎡（大沼第7公園）
 144㎡（大沼第8公園）
 566㎡（大沼第9公園）
 489㎡（大沼第10公園）
 747㎡（豊春第5公園）

種別 街区公園

施設 藤棚やベンチなどの休憩施設と植栽のみの構成

□周辺概要

- ・第一種中高層住居専用地域：区画整理事業により出来た戸建て住宅の街並みとなっている。
- ・住宅地周辺：公園が点在する西側は市街化調整区域となっており、農地が広がっている。



⑥共同販売所（はくれん）と周辺に農地

□住所：春日部市南2丁目5

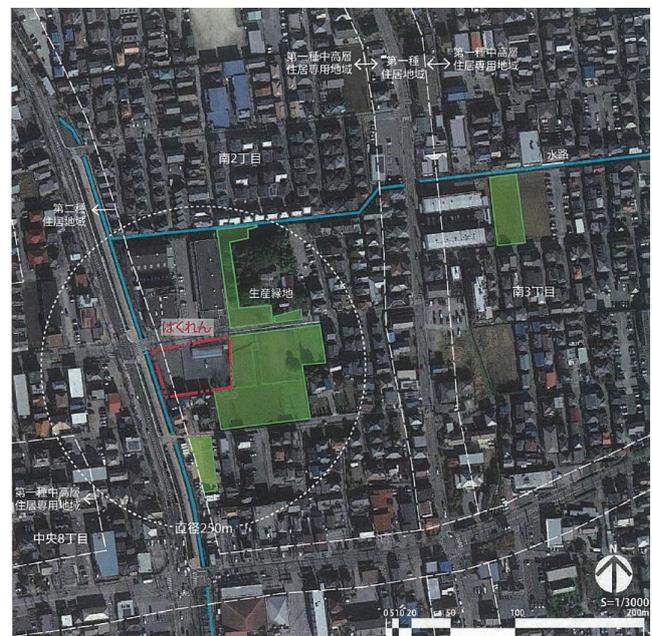
□施設概要：春日部市農産物直売所

建築面積 約170㎡

市内で生産された新鮮で安全な季節の野菜・果物・花などの販売所。営業時間は10時～14時（定休日は水曜、年末年始）

□周辺概要

- ・第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域：共同直売所に接して生産緑地があり、この農地周辺は戸建て住宅が整然と建つ住宅地となっている。
- ・周辺景観：共同直売所北東に往時の農業風景を思わせる屋敷林が残っている



以上の現地調査から以下の連携の基本事項が考えられる。

候補地	周辺概況	連携基本事項
<p>①防災設備を備えた公園</p> <p>大枝公園</p>		<p>・公園周辺は住宅地が広がり、自由に利用できる広場もあることから、定期的な「地場農作物の展示・販売」など地元周辺農家との連携の検討。</p>
<p>②宅地化農地、生産緑地、公園が近接</p> <p>備後宮田第2ちびっ子広場</p>		<p>・公園を中心に周辺農地や屋敷林など、農の風景を活かした地区一帯での農業体験ができる。</p> <p>「農業公園地区」を形成するための公園と農との連携の検討。</p>
<p>③農地、公園が近接</p> <p>大沼第5公園 大沼第6公園</p>		<p>・公園、学校、農地が一体となって、子供たちの農体験や地場産品を使った食育イベントなどが出来る。</p> <p>3者の連携の検討。</p>
<p>④農地、公園、学校が隣接</p> <p>中央第6公園</p>		<p>・公園、学校、農地が一体となって、子供たちの農体験や地場産品を使った食育イベントなどが出来る。</p> <p>3者の連携の検討。</p>
<p>⑤小規模公園が近接</p> <p>大沼第7公園 大沼第8公園 大沼第9公園 大沼第10公園 豊春第5公園</p>		<p>・小規模公園の集約化など再編計画に合わせ、周辺農地、農家による菜園と花壇づくり支援など、農の力を生かした小規模公園コミュニティガーデン化の検討。</p>
<p>⑥共同直売所と周辺に農地</p> <p>はくれん</p>		<p>・共同直売所を核とした防災強化のための賑わいのまちづくりや防災農地化、広場型公園としての活用など、ハード面に重きをおいた農と公園の連携の検討。</p>

(5) 都市公園等の整備・管理に係る課題

緑の基本計画策定にあたり、市民アンケートでは、以下の様な意見があげられた。

- ・居住地の緑の多さについては、「普通」が最も多く31%、次いで「少ない」が28%、「やや少ない」が19%となった。
- ・周辺の緑の量については、「減っている」が最も多く53%、次いで「変わらない」が36%、「わからない」が7%となった。
- ・今後希望する公園については、「気軽に利用できる身近な公園」が最も多く26%、次いで「小動物等とふれあえる公園」が14%となった。
- ・公園の維持・管理の有り方については、「行政と市民が協力して行うべき」が最も多く70%、次いで「行政は必要な支援を行うべき」、「すべて行政が行うべき」が同じ13%となった。
- ・周辺の田畑などの農地については、「農産物がとれるのでまもっていくべき」が最も多く45%、次いで「緑の景観なのでまもっていくべき」が40%となった。
- ・緑を守り増やしていくために市としてとるべき施策については、「すでにある緑地を保存」が最も多く22%、次いで「道路や公園に緑を増やす」が18%、「公共施設に緑を増やす」が10%となった。
- ・自由意見では、もっとも多かった意見は「公園や公園アクセスの整備」に関するもので44人の回答があった。

次いで、「緑全般の維持管理」「街路樹等の維持管理」「緑の保全」に関するものがそれぞれ38人、「公園の維持管理」に関するものが36人となっており、緑の維持管理に関しての意見が多くなっていた。

上記から、次のような整備・管理上の課題があげられる。

- ・市街化区域内の効率的な住区基幹公園の考え方を示していく必要がある。どのようなエリアを対象に、どのような公園を、どのような配置で、どのような順序で整備するか。
- ・公園の適正な維持管理に向けた、新たな仕組みづくりが必要である。(官民連携、住民参加)

2. 防災協力農地制度と連携した都市公園の役割の検討

(1) 防災農地の取組み事例からの考察

都市公園の都市防災に果たす役割は、自然災害の防止・緩和、火災・爆発による火災の延焼の遅延・防止や災害の軽減、地震災害時における避難・救援の場や復旧・復興拠点等があげられるが、喫緊の課題である大震災時における春日部市民の安全な生活を守るため、都市公園の防災機能をより高める方策として、第2章で検討された防災協力農地制度と連携した都市公園のあり方を考察する。

震災時における公園利用については、過去の阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災における当協会が実施した公園利用実態調査から時系列に整理している。

一方、今回の災害時における農地利用の先進的取組みとして、大阪府の防災農地の取組みや、貝塚市における防災農地の取組みから、都市公園とは異なる役割や機能が期待されていることから、今回検討されている防災協力農地と都市公園が連携することによって、以下に示す都市公園の防災機能の強化が図られることが期待される。

	(発災時) 発災～3時間程度	(発災直後) 3時間～3日程度	概ね3日以降	
都市公園の役割・機能	<一次避難地> ・緊急避難場所	<被災者救援の場> ・避難所（炊出し、給水塔） ・仮設トイレ ・救援所 ・ボランティアセンター	<復旧・復興用地> ・支援拠点（自衛隊等駐屯基地、臨時ヘリポート、支援物資置き場、駐車場） ・震災ごみ仮置き場、搬入場 等	<被災者の生活の場> ・応急仮設住宅建設用地 ・仮設庁舎 ・仮設店舗 等

連携—機能補完・強化

防災協力農地の役割・機能	<一時避難地> ・身近な避難空間→高齢・弱者等の一時避難の場 <火災延焼防止> ・用水や井戸の存在→消火活動	<被災者救援の場> ・ビニールハウスの存在→冬場等防寒対応した避難所 ・井戸の存在→生活用水の確保	<復旧・復興用地> ・震災ごみ仮置き場	<被災者の生活の場> ・応急仮設住宅建設用地 ・食糧供給支援
--------------	---	--	-------------------------------------	---

(2) 連携イメージの構築

上記を踏まえ防災農地と公園が隣接する場合の連携イメージを構築した。

○防災農地と公園が隣接

■目的・都市の防災機能の向上連携の内容

- ・農地の有効活用

■連携の内容

<公園→防災農地>

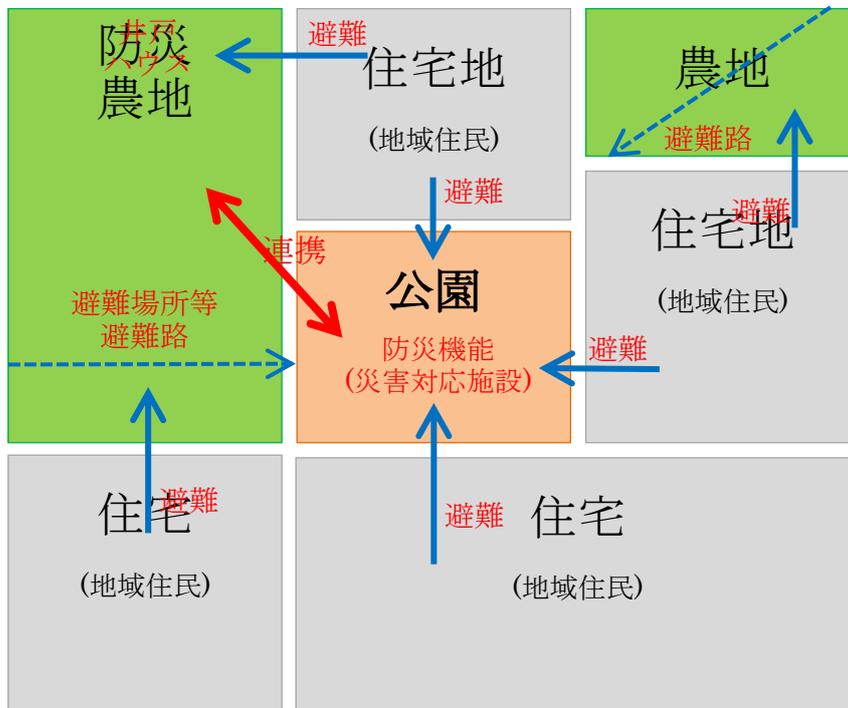
- ・平常時 : 防災訓練の場
- ・災害時 : 避難場所、避難生活のバックアップ
(トイレ、水供給(貯水槽)、夜間照明、物資運搬拠点等)

<防災農地→公園>

- ・平常時 : 防災農地の周知
- ・災害時 : 緊急避難場所、避難路、井戸水の提供、
ビニールハウスで雨露をしのぐ模式図

■連携の効果

- ・防災農地と公園が連携にすることにより、防災農地・公園共に防災機能が向上する



3. 市民農園・体験農園等の機能を補完する都市公園の利用及び運営のあり方の検討

(1) 農家および利用者に係るヒアリング

①市街化区域—小谷野農園

農園名	所在地	区画数	面積	年間利用料	備考
小谷野農園	小淵 483	39 区画	33 平方メートル他	7,000 円	

<園主・後継者>

- ・園主：男性、69 歳
- ・後継者：いない。子どもは農業をしていない。

<市民農園の状況>

- ・規模：39 区画×約 33 m²。区画により大小の差はある。
(市民農園部分の面積は、自作用も含めた約 2.5 反のうち、2 反弱と思われる)
- ・土地の属性：市街化区域内、市民農園は生産緑地指定をしている。
- ・3 年前に相続があり、相続税納税猶予が適用されているとのこと。
- ・市民農園開始時期：親の代から市民農園を行っている。
(おそらく平成 4 年の生産緑地法施行の頃から行っているとのこと)
- ・市民農園開始の契機：農業以外にすることが沢山あるため。

<市民農園以外の農地について>

- ・地続きで自作の農地（生産緑地）あり。
- ・地続きの母屋の敷地（宅地）にも野菜栽培している。合わせて 1 反弱ほどになる。
- ・販売等：販売はしていない。自給的農業。また、親戚・近隣に配っている程度。
- ・田んぼ：他の土地に田んぼが 3 反ある。宅地化農地。知人に全て委託している。
委託費に消えてしまい、収益はない（そのうち、委託費が上回る可能性がある）。

<市民農園の拡大・継続意向等>

- ・拡大はしない。田んぼ（宅地化農地）を市民農園にすることはしない。

<今後の営農継続、土地利用等について>

- ・4 年後（※正確には 6 年後）に迫った生産緑地指定後 30 年が経過したら、農地転用（宅地利用）することを考えている。
- ・転用の内容を検討しているが悩ましい。駅から 2km の距離にあり、駐車場・アパート等の不動産経営も人口減少、若者の車離れの影響で収益が期待できない。
- ・委託している田んぼは現在土ゼロだが、やがて、赤字になると思われる。不動産業者からサービス付高齢者住宅を建てて経営することを進められている（積極的にはなれない。）
- ・不動産業者による税制についての説明会に行ったりしている。

<その他>

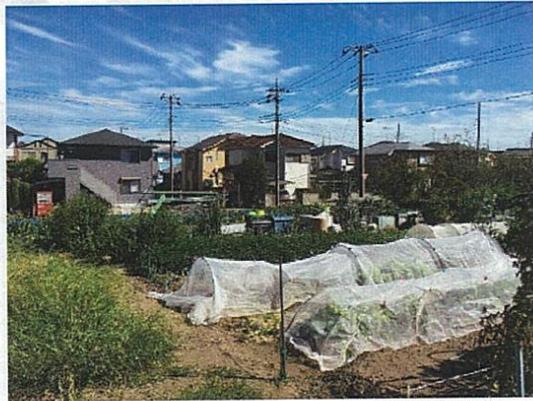
- ・面会してのヒアリングは遠慮するが見学に来るのは構わない。



②市街化区域一時田農園（藤塚）

農園名	所在地	区画数	面積	年間利用料	備考
時田農園	藤塚 648-1	15 区画	66 平方メートル	12,000 円	連絡 (午後 4 時 ～午後 8 時 のみ)

- ・斜面にある。
- ・現況は一部砂地で、空き区画とみられる部分もある。



③市街化調整区域一野口農園

農園名	所在地	区画数	面積	年間利用料	備考
野口農園	立野 724-1	24 区画	30 平方メートル	25,000 円	農具、トイレ、水道、 駐車場、指導有り

<園主>

- ・実質園主：56 歳、男性

<農地>

- ・所有・2 町 5 反（水田 2 町、畑 5 反）
- ・借地：10 町（水田 35 町、麦 5、6 町、大豆 2 町）
- ・井土：浅井戸を掘った。河川近くのため、5m も掘れば水が出る。

<市民農園の運営>

- ・1 反弱の農地に 4~5 年前から開始。以前は、ブルーベリー園にしていた。
- ・簡単な指導も行っている。本当は体験農園を行いたい。草むしりをしてあげることもある。
- ・契約は 11 か月ごとに更新。契約書は、行政からの雛形を利用。
- ・利用率は 3 分の 2 程度。2 区画利用する人もいる。
- ・収穫イベントは以前から行っているが、今年は 10 月に流しそうめんとドラム缶風呂も実施。
- ・現在、ピザ釜も作成中。

<設備等>

- ・農機具・機械類を入れるコンテナを設置。
- ・小さな耕耘機、タンクに水を入れてあげている。
- ・トイレは簡易型があるがぼっとん式なので、農園本体のトイレを利用してもらってる。

<6 次産業・伝統野菜の取り組み>

- ・商工会に加入している。
- ・「大豆コロッケ」を開発。
- ・6 次産業認定をブルーベリージャムで取得したが、あまりメリットがほとんどないため、5 年で更新切れ。認定シールがもらえたり、営農アドバイザーがつく。
- ・埼玉県には在来大豆が 29 種類あると言われているが、2 番目に甘い、在来大豆を栽培。水田の片隅で「畦豆」。
- ・大豆の使い道を県の農業ビジネス支援課等に相談、「里芋コロッケ」がヒットしていたので、大豆で「豆コロ」コロッケをつくってはどうかアドバイスを受け、メーカーとともに開発。
- ・市内各地の飲食店などで出している。
- ・イチゴも栽培
- ・飲食店の許可もとって、コロッケを揚げて売れるようにもしている。

(2) 事例調査

1. 都市公園での農との連携

NO	施設・事業名	設置・管理者	管理・運営の仕組み	連携のタイプ	活動・運営主体 (団体・組織)	連携・取組みの内容				
						農体験	イベント	食体験	直売	人材育成
1	土支田農業公園 (花と緑の相談所)	練馬区	農地を区が買取り、街区公園として整備 ・土支田農業公園条例に基づき管理	行政と農家、 区民(卒業生)	農場スタッフ(農家)	○	○	○	○	農機スタッフのもとで講習を受ける農業教室 (4月～翌年1月までの10か月間) ・畑づくりから播種、収穫まで体験する ・収穫祭、産物づくり等のイベント開催も行っている ・畑や輪屋など練馬ならではの風景を味わえる施設となっている
2	武蔵野農業ふれあい公園	武蔵野市	農地を区が買取り、街区公園として整備 ・武蔵野農業ふれあい公園条例に基づき管理 ・NPOに委託	行政とNPO (業務委託)、 市民(卒業生)	NPO法人むさしの農業ふれあい村	○	○	○	○	農業体験教室 ・農の情報発信、普及啓発事業 ・子どもと農がいきいきする農業、食育体験教室 ・収穫祭 ・民間企業と連携した農・食・環境に関する啓発事業(武蔵野地粉など)
3	足立区都市農業公園	足立区	江北公園の一部を農業公園として整備 ・指定管理者が管理	行政と民間企業 (指定管理者)	足立区足立区都市農業公園(ハートナース (指定管理者) ・西武武蔵野株式会社 ・NPO法人足立花と緑の会 ・株式会社地域環境計画	○	○	○	○	畑の連携、播種付けから収穫を農作業ボランティアを募集して実施 ・水田・畑を利用した農業体験教室 ・ハーブや植物に関する講習会 ・自然食レストラン ・花壇の植え付け、育成管理の花ボランティアを募集 ・農以外のイベント開催あり (ウフレレ教室、バルコニータウンウォーカーキープ等)
4	次大夫堀公園	世田谷区	風致公園として整備 ・区立公園条例にもとづき管理 ・直営で管理	行政とJA (JA東京中央農協)	東京中央農協 (農体験教室での協力)	○	○	○	○	田植え、稲刈り体験 ・七夕飾り、そば教室、赤つゆそば教室、わらべうた教室等の農にまつわるイベント ・世田谷の農村風景の典型的な農村風景と昔ながらの小川を復元した公園
5	練馬区こどもの森	練馬区	農地を区が買取り、公園として整備 ・こどもの森緑地条例にもとづき管理 ・指定管理者が管理	行政と 民間事業者、農家	PLAY TANK ・UDS株式会社 ・特定非営利活動法人 あてひつこネットワー等	○	○	○	○	子供の農体験に特化した取り組みを先行 ・公園の一角を整備したこども農園での野菜づくり ・地域の農家に野菜作りを教わり、終了時にこども農園マスターを認定 ・こども農園野菜作り＆ランチ会 ・その他の各種イベント(青空紙芝居、たき火、憩いの集散歩等)
6	昆陽南公園	伊丹市	農地を区が買取り、公園の一部として水田 を整備 ・昆陽南公園条例に基づき管理 ・直営で管理	行政と ボランティア団体	昆陽南公園運営委員会 昆陽南小学校地区会	○	○	○	○	公園内にこどもの学習用水田(水田ヒートアップ)を整備(WSでの運営による) ・ボランティア団体による苗の育成 ・運営委員会と昆陽南小学校地区会が体験学習に資する目的で運営 ・幼稚園、小学校と地区会が一体となり、地域資源である昆陽南公園の水田ヒートアップを活用 ・代掻きから、田植え、稲刈り、餅つきと、米作りの工程を体験することができ
7	長井浜の手公園(レイノの丘 (農業体験型総合公園))	横浜瀬戸市 PF事業で整備	海軍基地跡地をPF事業で総合公園とし て整備 ・指定管理者が管理	行政と民間企業 (PF事業)	長井浜の手公園(ハートナース ・西武武蔵野株式会社 ・株式会社不二環境サービス ・長井水産株式会社 ・近畿日本ツーリスト株式会社	○	○	○	○	PF事業により農業体験型総合公園として整備 ・地元産の野菜や海産物を販売 ・食・クラフト体験教室 ・収穫体験 ・動物とのふれあい、フリーマーケット、マルシェ ・その他の各種イベント(ハロウィン、星空観察会、国際交流、防災関連等)

2. 公園類似施設における農との連携

NO	施設・事業名	設置・管理者	管理・運営の仕組み	連携のタイプ	活動・運営主体 (団体・組織)	連携・取組みの内容				
						農体験	イベント	食体験	直売	人材育成
1	杉並区成田田ふれあい農業公園	杉並区	・農業体験農園だった農地を区が買い取り整備した ・産業振興センター都市農業係が所管 ・民間に業務委託	行政と民間企業 (業務委託)	箱根株式会社 NPの法人むさしの農業ふれあい村	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・体験農園が行われていた旧生産緑地(緑地保全重点地区内)を相続により区が買い取り、公園として整備 ・公園の区画として定規設置。茶室施設、事務所も設置 ・農業体験(種付けから収穫まで) ・農業と連携した講習会(伝統野菜講習会) ・収穫祭
2	INAFファーム	長久手市	・文化会館敷地一角の丘の植栽管理委託を市民がうけつつ、一部を地代して利用している	行政と市民	ながくてアートファームステイバル (市民団体)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館敷地一角の丘1000㎡の植栽管理委託を市民がうけつつ、一部を地代して利用している ・市民参加による町の景観の維持、向上と地域住民のコミュニティ、ニケーションの増進を目的に活動 ・農業とアートをつなげる試み(ながくてアートフェスティバル) ・自然園による野菜や穀物の栽培

3. 既設農地を活用した取組事例

NO	施設名 (事業名)	設置・管理者	管理・運営の仕組み	連携タイプ	活動・運営主体 (団体・組織)	連携・取組みの内容				
						農体験	イベント	食体験	直売	人材育成
1	農の学校	練馬区 箱根農業 担当部	・練馬区農業振興計画に基づき「都市農業に関わる人材の育成、活用を目的」として実施	行政と民間企業 (業務委託) 区内農業者	アゴ造園株式会社 練馬区農の学校事務局 実芸講師:区内農業者、庭学講師:学識経験者、区内農業者	○				<ul style="list-style-type: none"> ・区内農業者による実技指導と学識経験者、区内農業者による産学 ・区民に農業の魅力と役割を伝え、農に関心を持つ区民の中から都市農業に携わる人材を育て、支え手が必要とする農家とのマッチングを行う ・「農の学校」を開設し、農学、体験してもらおう ・「おひま農サポーター」の認定等 ・「農サポーターマッチング(農業の手伝い)」
2	農業体験農園(練馬区)	農園所有者	・農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理する ・行政は施設整備費、管理運営費の助成、参加者募集の支援を行う	行政と農家	農園所有者(農家)	○				<ul style="list-style-type: none"> ・園主(農家)の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫まで体験する ・農家による適切な指導、都市住民と農業者の交流、利用者間の交流、農業経営として成り立つ農園経営、行政負担の軽減を特徴としている ・平成28年度現在、17園が開設
3	市民農園(練馬区)	農地所有者 (行政が整備)	・区が農家から借りた生産緑地を整備して、区民に有料で貸し出す	行政と農家	行政	○				<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区が農家から借りた生産緑地を整備して、区民に有料で農園(30㎡)を貸し出す ・H28年度現在、6ヶ所の区民農園がある
4	田んぼの学校(日野市)	農家	・公民館委託事業として実施 ・「田んぼの学校」実行委員会・農家の指導のもと実施	行政と農家・ボランティア	田んぼの学校運営委員会 (公民館委託事業)	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ・農体験等の活動を通じて、生きる、学ぶ、触れ合う、育てる力を学ぶと共に、自然と人の関わり、人と人との関わりを大切にしていくことを目的として実施 ・田んぼの学校「実行委員会、農家の指導のもと、もち米の苗づくりから、収穫までを行う ・自然生物の観察会や環境学習等
5	田んぼアート	農家		行政とIA、農家、ボランティア等		○				<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼをキャンバスに昇立て色の異なる稲を使って、巨大な絵や文字を作り出すプロジェクト ・1993年、青森県津軽郡田舎館村で村誌こしの一つとして始められ、2010年に隣、日本全国に広まり、全国田んぼアートサミットも開催されている

(3) 他地域の市民農園の事例

春日部市における市民農園、体験農園の状況は、第2章で整理したが、ここでは、全国の類似事例を整理した。

①自治体が NPO に管理運営委託 (伊丹市)

- ・JA が主導しているものも含めると 35 か所。
- ・市が NPO に運営委託している家庭菜園は、30 か所 1078 区画である。(最大規模は 66 区画)
- ・視察菜園は、53・54 番 (昆屋南公園の西側すぐ近く)。53 番は 48 区画、1000 m²。54 番は 20 区画、379 m²。ここは区画整理事業で創出された宅地化農地。
- ・民間開設は 5 か所ほど。JA が民から借りてやっているところがある。すべて宅地化農地。生産緑地でもできるようにするともっと進むだろう。
- ・「土に親しむ会」は、もともと農地か?⇒そうです。ただ、全てが農家というわけではない。60 歳を越えたりタイヤした市民もいる。給金の問題ということでもない。
- ・整備費は、自転車を置く 1 区画のスペース、用具庫。共通の鍵。市民農園整備促進法に基づいている。整備費が出てるわけではない。
- ・トイレはない。
- ・田んぼだったところを市民農園にしているところが多い。そのため、水はけが悪い。雨上がりはクレームがある。
- ・更新は、1 年契約。5 年間できるという形にしている。5 年たったら 1 から抽選しなおす。
- ・条件: 市と農家の間の契約は 5 年間。借りる際の条件も付けて契約をしている。概ね 500 m²以上で、原則 5 年間開設できるもの。

⇒契約条件

- ・倍率: 区画による。視察したところには空き区画がある。周辺の住宅地面積が広くて庭が広く自分で菜園を行っているところもある。最も高倍率のところは約 4 倍。全体平均は、1.5~2 倍程度。
- ・家庭菜園の運営 NPO⇒もともと家庭菜園は昭和 45 年から 3 か所の農地を借りて、市が絡みつつ任意団体が維持管理するという形で行っていた。スタートは、市が農地所有者と賃貸借契約を交わし、税相当額を謝礼として渡していた。
- ・「土に親しむ会」が当時からになっている。メンバーは現在 40 数名。
- ・菜園 1 カ所に「モデル区画」を設けて、1 菜園につき 1 名 (以上) が管理者としている。菜園について市民にアドバイスしたり、器具の倉庫、水道の日常管理。空き区画の整理、受付。マナーの注意。
- ・委託料: 28 年度、全 30 菜園あわせて 725 万 7000 円/年
- ・利用料: 790 円/m² (H26 年設定)。標準 1 区画 20 m² (19~22 m²) ⇒1600 万円
- ・宅地化農地利用料 (固定資産税・都市計画税) ⇒1400 万円/年⇒年約 500 万円持ち出し。
- ・市民農園の今後について: 市が開設する市民農園については、これ以上増やすというのではなく、(税収面の負担もあるので)、JA など民間でやってもらうことを考えている。市の菜園は減っても仕方ないと考えている。伊丹市は、南部は、市街化が進んでいて、緑が少ない。そういう所にはほしい。



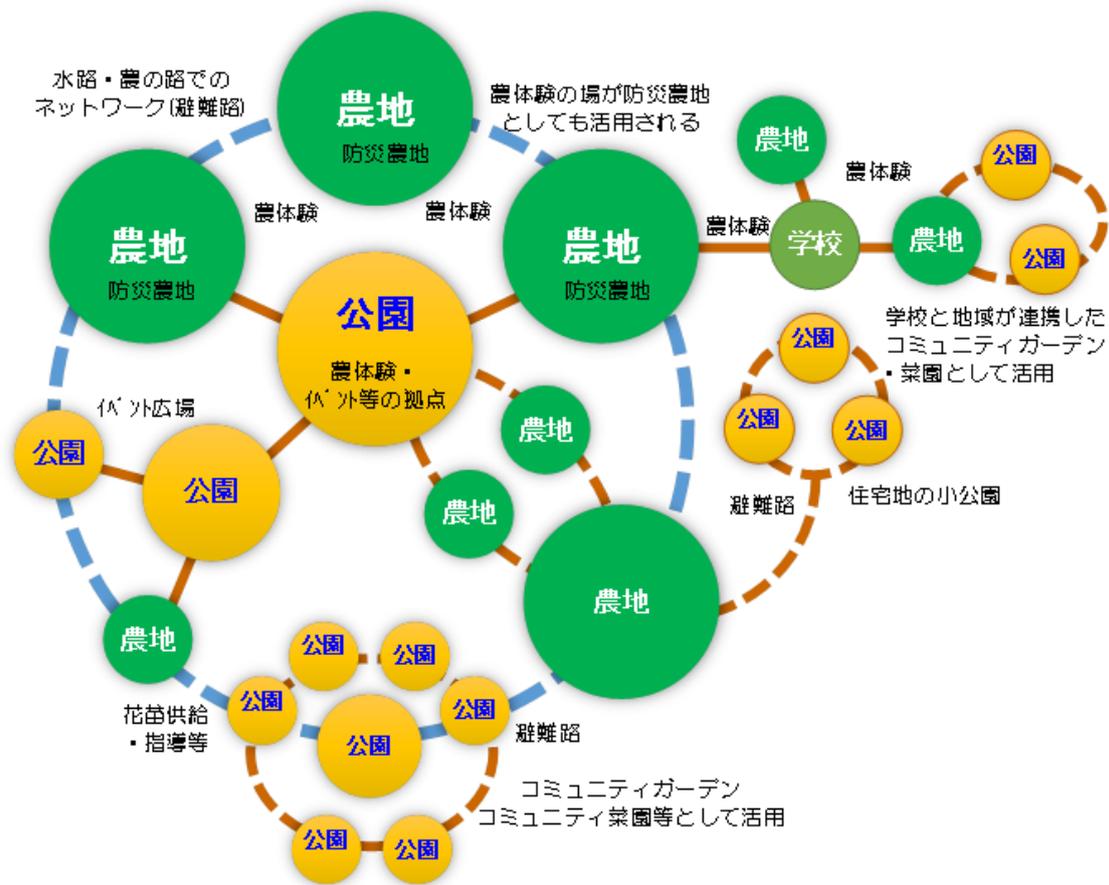
②市民農園（堺市）

- ・公園と農の連携事例としてフォレストガーデンが挙げられる。
 - ・市民菜園がある。農業や自然を学ぶ場として平成6年4月に開園。奥谷ゾーン
 - ・指定管理者制度で行っている。NPO 法人グリーンカマムロ
- ・大阪府が開発したニュータウンの一角。フォレストガーデンは、NT を開発する際の買収の交換用地として確保していた土地。NT の開発が終了して残ったところをどうするかというところで、市が買い上げて、フォレストガーデンを整備した。そのため、市街化区域に隣接する形になっている。いわゆる公園とは別で農政部がつくった保養施設ということになる。
- ・地目：市民農園の形になっているが、市有地なので、地目は「雑種地」などとなっている。
- ・利用率は⇒市民農園は 100%、抽選で 1.5 倍。最近減少している。市街地から外れているため。駐車場・トイレを完備しており利用できる。福社区画の方が直接交錯しているわけではなくて、指定管理者と協働して、この時期には玉ねぎを植えたり、さつまいも、じゃがいもなど植えている。草抜きをして、最終的には収穫体験をしてもらっている。
- ・周辺の戸建て住宅の利用者が多いのか？⇒全域から利用者が集まっている。駐車場・トイレがあるので使い勝手が良い。
- ・往復の時間もかかるので、菜園に人手をとられるのは大変。
- ・FRP の立派なレイズベッドがある。

(4) 公園と農地の連携イメージ

公園と農地の連携イメージ

住宅地に点在する小公園を周辺住民の農（花を含む）コミュニティガーデンやコミュニティ菜園として活用（主体的に管理・運営できる公園とする）や、公園と農の連携を強化するために、農体験や農に関するイベントの拠点となる公園の(再)整備、水路や道路を小公園や農地を結ぶパスや災害時の避難路として位置づけ、公園・農地・水路等をネットワーク化するなどの連携イメージを検討した。



連携概念図

(5) 連携イメージの構築

上記を踏まえ5つの連携イメージを構築した。

①防災農地と公園が隣接 (P10 より再掲)

■目的・都市の防災機能の向上連携の内容

- ・農地の有効活用

■連携の内容

<公園→防災農地>

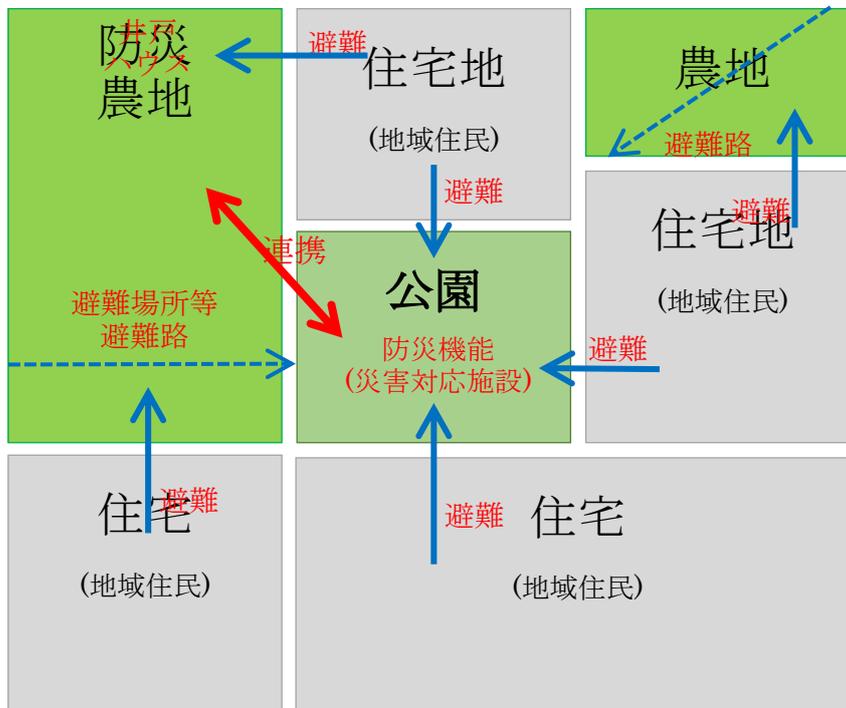
- ・平常時 : 防災訓練の場
- ・災害時 : 避難場所、避難生活のバックアップ
(トイレ、水供給(貯水槽)、夜間照明、物資運搬拠点等)

<防災農地→公園>

- ・平常時 : 防災農地の周知
- ・災害時 : 緊急避難場所、避難路、井戸水の提供、
ビニールハウスで雨露をしのぐ模式図

■連携の効果

- ・防災農地と公園が連携にすることにより、防災農地・公園共に防災機能が向上する



②公園と農地、農家が隣接

■目的

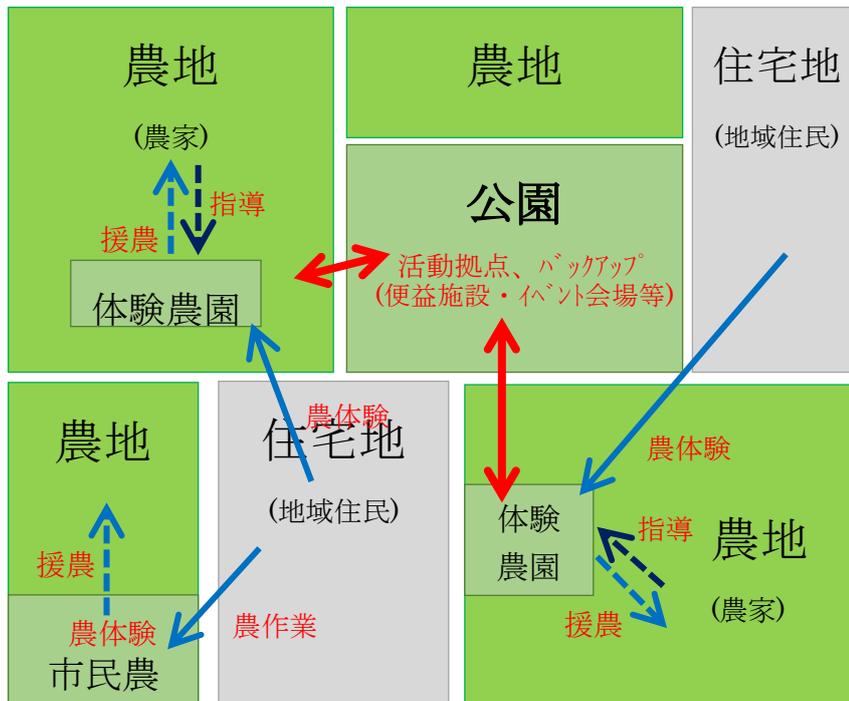
- ・農に関するレクリエーションニーズへの対応

■連携の内容

- ・公園付近の農地を体験農園、市民農園として活用する
- ・公園が農体験活動をバックアップする拠点として連携する
→ 便益施設（トイレ、手洗い、休憩場所）
イベント会場（収穫 祭、講習会）等
- ・農体験や季節の催事、収穫祭等のイベントを通して、農家との交流、多世代交流促進の場となる

■連携の効果

- ・農家との交流、多世代交流の促進
- ・離農リスクの軽減 等



③公園と農地、学校が隣接

■目的

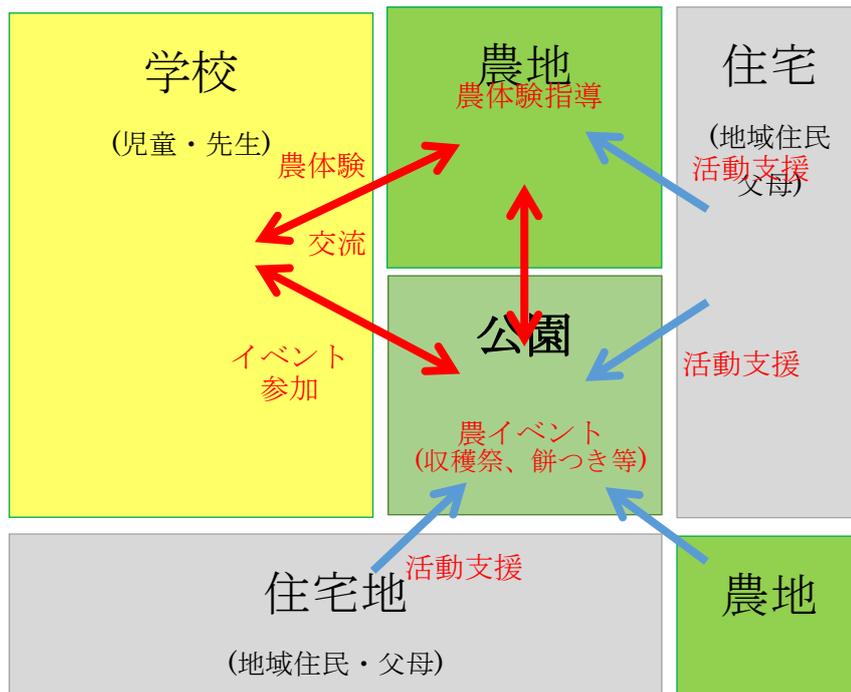
- ・児童の農（地域産業）や食に対する関心向上

■連携の内容

- ・学校プログラムと農体験の連携
- ・児童の農体験を地域住民、父母が支援する
- ・公園が農体験活動をバックアップする拠点として連携する
→ 便益施設（トイレ、手洗い、休憩場所）
農に関するイベント会場（収穫祭、餅つき、どんと焼き、七夕等）
- ・農体験や季節の催事、収穫祭等のイベントを通して、
農家との交流、多世代交流促進を図る

■連携の効果

- ・児童の農や食、地域文化に対する関心向上
- ・児童と農家との交流
- ・農を介した地域、多世代コミュニティの醸成



④住宅地の中にある複数の小規模公園と農地が隣接

■目的

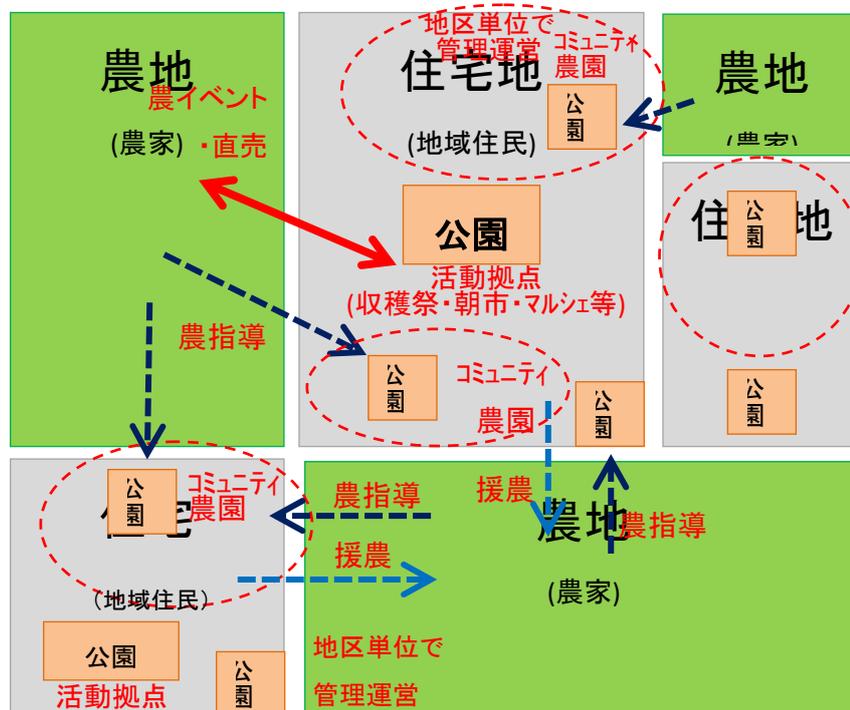
- ・小規模公園の有効活用（活性化、使いこなし）
- ・農を通じた地域コミュニティの醸成

■連携の内容

- ・利用の少ない公園をコミュニティガーデンとして、地域（住民）に貸し出し、有効活用を図る
→共同菜園、エディブルガーデン、ハーブガーデン、共同花壇等
- ・農家が農指導、行政が用具や苗、保険等をサポートする
- ・核となる公園で収穫祭や朝市、マルシェ等を開催し、農家と地域住民の連携促進を図る

■連携の効果

- ・地域で公園を管理運営することによる行政負担の軽減
- ・地域コミュニティの醸成、活性化
- ・公園を活用した子育て支援貢献
- ・まちの防犯性向上
- ・農家との交流による援農気運の醸成、離農リスクの軽減



⑤地区内の公園と農、福祉関連施設

■目的

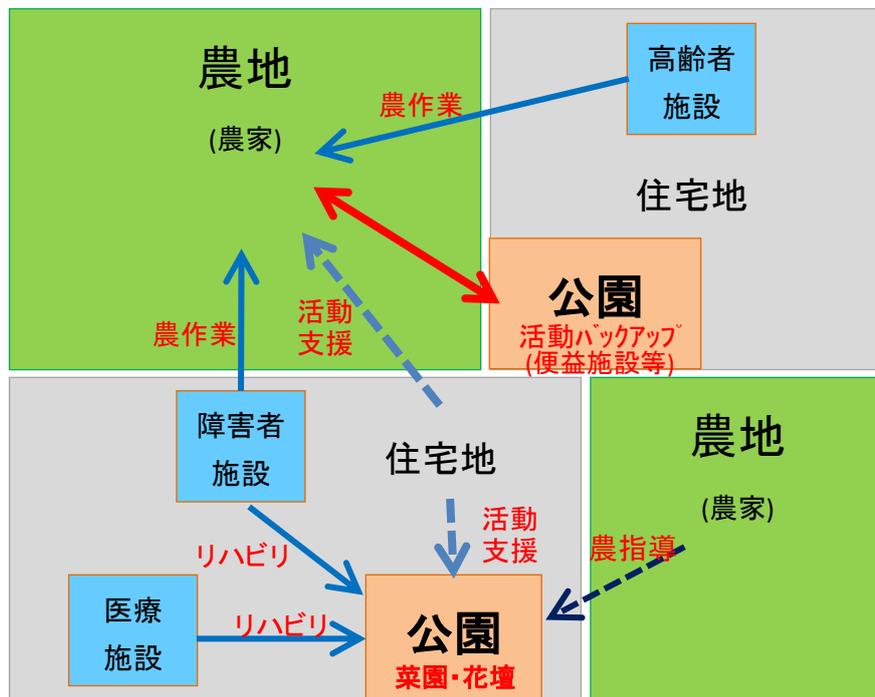
- ・高齢者福祉（健康維持、介護予防）
- ・障害者福祉（体力・精神面訓練、社会参加）

■連携の内容

- ・地域の高齢者施設、福祉施設のプログラムと連携して農業体験、農作業を展開する
- ・公園：便益施設（トイレ、手洗い、休憩等）提供、施設近隣の小規模公園提供の面から連携を図る
- ・福祉部局との連携「農福連携」
- ・関連制度との連携
「農」のある暮らしづくり交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」等の活用
(リハビリ 農園、高齢者生きがい農園等)

■連携の効果

- ・高齢者、障害者の生きがい、やりがい創出
- ・組織横断的な福祉施策の向上

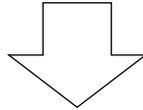


(4) 市民との連携検討(仕組み・体制)

■連携の目的

- ・安全安心な街づくり(都市の防災機能向上)
- ・コミュニティの醸成、活性化
- ・身近な公園の活性化
- ・農の保全(農地、農風景、農文化等)
- ・レクリエーションへの対応
- ・健康・福祉への対応 等

「安全・安心・コミュニティ都市」の創出に向けた
横断的な連携(多部局・機関連携によるエリアマ
ネジメントとして取り組む



公園・農地・水路等を含め、公園を核とした
持続的な活動を続ける仕組み(運営組織・人)づくりに繋げる

■連携の目的とタイプ等の整理

NO	連携の目的	連携のタイプ	連携内容		備考
			農地	公園	
①	都市の防災機能の向上	防災面(災害時)での連携	避難路、避難場所 井戸水・食料提供 ガレキ・資材置場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時：防災訓練の場所 災害用具の使用体験 ・災害時：トイレ、水供給(貯水槽)、夜間照明、物資運搬拠点 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時以外は連携を意識することが少ない
②	農に関するレクリエーションニーズへの対応	農地を活用した農体験での連携 (市民農園・農業体験公園)	農体験の場所(農家が指導) 季節の催事協力(門松作り、餅つき、どんと焼き、鯉のぼり、七夕、十五夜等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験時：集合場所、便益施設(トイレ、手洗い、ベンチ、四阿、木陰等)講習会会場 等 ・季節の催事会場 ・イベント会場(マルシェ、収穫祭の会場) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に農との関わりを意識できる ・農家と市民のコミュニケーション醸成、多世代交流 ・援農、離農リスク軽減、農の風景・行事継承のきっかけ
③	身近な小規模公園の使いこなし、活性化 地域(地区)のコミュニティの醸成、活性化	小規模公園の活用を通じた農家との連携 (コミュニティ農園、コミュニティガーデン)	農業指導、農機具貸出し(耕運機等) イベント参加(収穫祭、マルシェ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・使われていない小規模公園を地区や学区に貸出す →地域住民で公園を主体的に管理運営する(コミュニティ農園、コミュニティガーデン等) ・小公園(活動)と拠点公園(イベント)で機能分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家が指導、市が活動サポート →用具、苗、肥料、保険等 ・農のある暮らし アドバイザー派遣事業を活用 ・まちの防犯性向上、子育て支援にも繋がる
④	児童の農(地域産業)や食に対する関心向上	学校・農家・地域との連携 (学校プログラムと農体験の連携)	農体験の場所提供 (農家が指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・便益施設の利用 ・農イベントの会場 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、父母が活動をサポート
⑤	農を切り口とした福祉の充実	福祉施設・農家・地域との連携 (福祉部局とも連携)	農作業、農体験の場所 (農家が指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・便益施設の提供、(トイレ、手洗い、休憩施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者施設と連携 ・活動、機能回復の場として活用 ・地域住民が活動を支援

4. 市民参加型ワークショップの開催による検証

公園や市街地に残る貴重な緑である都市農地を地域の方々と連携して活用していく方策を検討するために行政だけで計画するのではなく、地域の方々のご意向をお聞きしながら協働で計画し、実践していく予定にしている。ついては地域の方々と意見交換を行うワークショップの開催を企画した。

(1) ワークショップの開催

1) 日時 平成29年1月22日(日) 14:00~16:00

14:00 開会

14:00~14:05 趣旨説明

14:25~15:25 グループワーク

15:25~15:45 発表(2グループ×10分)

15:45~16:00 防災協力農地についての説明と質疑

16:00 閉会

2) 会場 春日部市役所別館501会議室

3) 参加団体

①八木崎自治会 2名

②豊町自治会 2名

③ふじの街自治会 3名

④倉松川を愛する会 2名



4) 実施方法

参加団体を2グループに分け、それぞれ2テーマについてディスカッションを行った。

	参加団体	検討テーマ
A	①八木崎自治会 ③ふじの街自治会	<p>1. 家の近くの身近な（小規模）公園について</p> <p>Q1-1 身近な公園を使っていますか</p> <p>Q1-2 地域や自治会で自由に使えるとしたら、どのように使ってみたいですか？（一般利用も）</p> <p>2. 農と連携した公園利用について</p> <p>Q2-1 市民農園や体験農園を利用したことはありますか？</p> <p>Q2-2 家の近くの畑や田んぼについて、どう思いますか？ 農（体験）に興味や関心がありますか</p> <p>Q2-3 農家の人と話をしたり、関わったことはありますか？ 直売所を利用したことがありますか</p> <p>Q2-4 公園で「農」に関連した利用できるとしたら、どんなことをしてみたいですか</p> <p>Q2-5 どのようなサポートがあったら良いと思いますか</p> <p>Q2-6 どのように活動を展開してみたいですか？</p> <p>3. 児童の農（地域産業）や食に対する関心向上</p> <p>4. 農に関するレクリエーション</p> <p>5. 農を切り口とした福祉の充実</p>
B	②豊町自治会 ④倉松川を愛する会	
	全体合同	防災協力農地について

■ワークショップの様子



ワークショップテーブル



会長挨拶



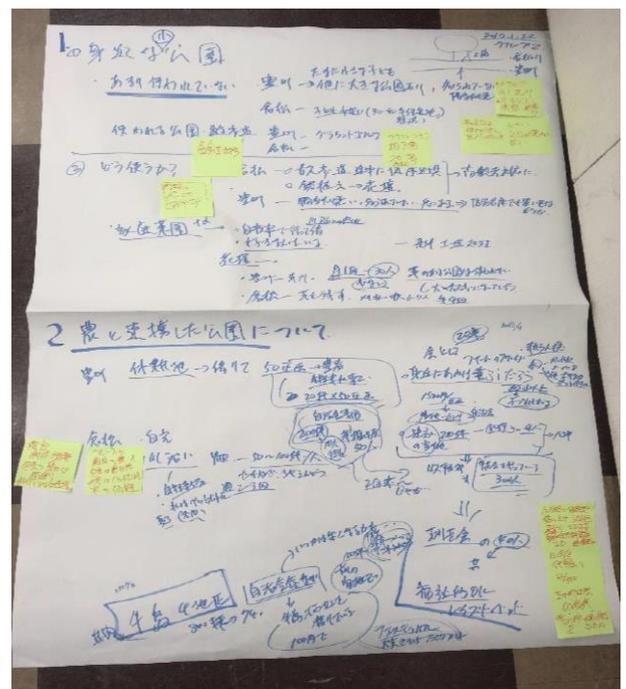
成果の発表



防災協力農地の説明



コメントの整理



コメントの整理

5) ワークショップで出された意見

■ Aグループ

	八木崎自治会	ふじの街自治会
団体プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を宅地化がされて住宅地が形成された地域であり、居住年度や家族構成、年齢性にバラエティがある。 ・公民館隣にある税務署跡地を地域や春日部高校等と連携して花植事業や清掃活動、もちつき、夏祭り等のイベントを開催している。 (公民館が地域の拠点となっている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 58 年頃 (33 年前) に積水ハウスが分譲した戸建て住宅 (約 160 戸) からなる自治会。 ・プライベート意識が高く、近隣や自治会で親睦を深めたり、何かに取り組むという意識が希薄な自治会である。 ・大雨時に地域が浸水する。
公園での活動	<p>【中央町第 5 公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会としてリニューアル事業に関わってきた。 ・市から委託を受け、自治会の環境部会が中心となって、清掃や除草を行っている。(公園管理クリーンデー) ・リニューアル後は、子供から介護施設のお年寄りまで多くの利用がある。 	<p>【宅地開発に伴う提供公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は自治会で清掃を行っていたが、現在は市が管理を行っている。 ・自治会として公園での活動は行っていない。
身近な小規模公園について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に小規模公園がないのでイメージがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公園が複数あるが、認識している人も少なく、利用は殆ど無い。 ・遊具等の老朽化や劣化(使用禁止の状態)、規模が小さすぎて開放感がない、利用しにくい等の課題がある。
身近な小規模公園の活性化アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場や、休息の場にする ・防災面の強化 (防災倉庫の設置) ・健康づくり等の場として活用するとか。 ・小規模でも良いので、定期的に直売があると高齢者の買い物が楽になり、公園にも出ていくようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効に使える空間としたい。 (大雨時の車両退避場所、防災倉庫の設置等) ・年配者 (高齢者) の利用促進、公園に行きたくなるような設えに出来ないか。(引きこもり防止)
農との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の貸農地 (無償) で農作業を 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に農地があるが、農家がどの

	<p>している人が多い。 →水は持参、仲間ができてコミュニケーションの場となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を守る市全体の取組みとして、市・農協・地域・学校等が連携する仕組みを検討する必要がある。 ・水田が多い地域なので、お米の里親制度に興味がある。 ・八木崎小学校では米作り体験をしている。 	<p>ような意識を持っているか知りたい。</p> <p>(地域との関わり、農地の貸出等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会として関わるのは難しいが、市の制度等を利用して、興味ある人が関わり、徐々に仲間を増やせると良い。 ・興味のある人や核となる人を市の制度や自治会がバックアップしながら、組織化を図れると良い。
--	---	--

■Bグループ

	豊町自治会	倉松川を愛する会
<p>団体プロフィール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯数は約770世帯 ・区域内にある豊町第4公園は、今年度リニューアルされ、計画策定に参画 ・起震車・AED・煙体験等防災訓練を実施 ・清掃活動やもちつき、どんと焼きなどイベントを活発に実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民が約20名参加している。 ・牛島小学校裏手の倉松川沿いに草花や100種類200本の樹木を植樹・維持管理していて、既に10年以上の実績がある。
<p>公園での活動</p>	<p>【豊町第4公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフで週3回利用。 ・月1回清掃活動等を実施。 ・草払い機等の用具は自治会で用意 ・夏祭りや防災訓練、餅つき、どんと焼きなどを実施。(数十名から数百名が集まる) ・リニューアルにあたり、要望として広場スペースを広く確保するため植栽の撤去を要望。 	<p>【倉松川沿いの土手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員がそれぞれ花木や花苗の植え付けや除草などを実施
<p>身近な小規模公園について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区域に大きな公園があるので、マンション開発に伴う小規模な提供公園は使われない。 ・マンション敷地の奥にあり、接道部分も入口部分だけなので存在が知られておらず、日当たりも悪い。 ・イベント利用を考えると芝生でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発されて30~40年経た住宅地なので子どもが少なくなった。

	ほうが良い	
身近な小規模公園の活性化アイデア	<ul style="list-style-type: none"> 使われていないのであれば防災倉庫を設置 花壇等は遊んでいる子どもたちが立ち入って荒らされる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩の途中に立ち寄り利用できる健康遊具の設置 利用者が利用できる花壇や鉢植えを置くスペースの提供
農との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 自治会で 6km 程離れたところの農地を借り上げ、自治会のイベント用にサツマイモかジャガイモを約 200 坪栽培と 20 坪×50 区画を住民に有償で提供 利用料は農家への謝礼、耕運機等機材の購入と自治会事務費に充当 収穫イベントには 300 名ほど参加 水稻の時期は用水から水を確保できるが、それ以外の時期は各自がペットボトル等で持参している 近くに菜園があれば住民は喜ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 個人で近くの農家から農地を借り、家庭菜園を実施している人もいる 耕作しない農地を使ってもらえるだけで農家は助かる。 水稻の時期は倉松川から水を組み上げて使うことができるが、それ以外の時期は各自で用意している（冬期は BOD が高いので使えない） 農家と農地を利用する人を介してくれる仕組みがあると良い

(2) ワークショップ意見のまとめ

1) 小規模公園について

■小規模公園に対する意識など

- 地域によって居住者層や自治会、公園の成り立ちが異なっているため、小規模公園に対する意識や認識も異なっている。
- 宅地開発から数十年が経過して少子化や高齢化が進んだ結果、公園が周辺住民の年齢層や利用ニーズに合わなくなっており、積極的に公園を利用したいというニーズが少なかった。
- 遊具や施設の老朽化によって使える状態になかったり、規模が小さかったり、立地が悪い公園は認知度が低く、公園が存在することが忘れられている。

■小規模公園の活用について

- 小規模公園での農地・農家連携による農体験利用の要望はあまり無かった。
(既に貸農地を借りて農作業を行っている自治会や参加者があった)
- 防災機能の強化(防災倉庫、大雨時の避難場所等)、健康づくり機能の強化(健康遊具等の設置)として活用を図るという意見が多かった。
- 直売所の設置等による高齢者の生活をサポートする機能を持たせるという意見があった。
- 地域によって実情が異なるため、地域の課題対応や小規模公園の活用については当該地域の住民を対象にアンケートや意見交換等を行い、ニーズを把握し、活用案を検討していく必要がある。

2) 公園と農との連携について

- 農体験や農と連携した展開についての関心やニーズは高かった。

- 農体験や貸農地の利用、農家と住民を繋ぐ仕組み、活動を支援する制度の充実等について要望があった。
 - 先進的な事例として、農家から未耕作地を借りて農体験(農作業)を行っている自治体(豊町自治会)があった。
(イベント用:約 200 坪栽培、個人用:20 坪×50 区画、有償)
 - 個人で貸農地を利用している参加者もあり、灌水用水栓や手洗い場設置の要望が多く聞かれた。
 - 学校との連携や高齢者施設、障がい者施設との連携(心身機能の回復、生きがい・やりがいづくり等)についての意義は理解された。
- * 公園と農との連携イメージについては、次ページ参照
- (①農体験連携、②防災連携、③農家連携、④学校連携、⑤福祉連携)

第4章 まとめと今後の課題

1. 調査の成果等

春日部市における防災協力農地に対する意向

● 農地所有者アンケート結果

● 「防災協力農地」の認知度が低い

「知っていた」3.0%、「聞いたことがある」を含めても20.7%

● 防災協力農地の意義は過半数が認めている

農地の一時的に利用や食料供給等の協力を「有意義に思う」55.2%。「思わない」2.2%。所有生産緑地面積が多いほど有意義と考える農家が多い

● 災害時の項目別協力意向は短期間の協力内容ほど高い

「協力をしたい」「一定の条件の下協力してもよい」を合わせて、「緊急避難場所利用」(54.8%)、「資材置場利用」(47.4%)、「農作物を避難所などへ優先的に供給」(40.5%)、「農地を仮設住宅用地利用」(39.0%)の順に高い

● 協力の条件

利用期間等についての契約、原状回復、補償金や税の減免などが挙げられている。

● 農地所有者ヒアリング結果

● 避難の受入れについて、見知らぬ市民の農地立入りを簡単に受け入れられるわけではない⇒農地立入り範囲の明確化や自治会が立入り時の仲介役となる必要性

19

農家アンケート、ヒアリング、事例調査、検討委員会等より

● 制度構築上のポイント

● 1. 災害時に機能するための認知度向上の工夫の必要性

「日頃から知られている、使われている」ことが災害時に機能発揮する上で重要
既存震災の教訓より ⇒ 定期的な訓練実施等

● 2. 農家にとって協力しやすい、避難者を受入れやすい環境づくりの必要性

見知らぬ市民の農地立入りを簡単に受け入れられるわけではない(農家ヒアリングより)
⇒ 農地立入り範囲の明確化や自治会が立入り時の仲介役となることが重要

● 3. 協力農家を確保するための工夫の必要性

農家アンケートより判明した、協力意向の強い大規模・複数農地所有者、市民農園等の開設者や関心者への積極的呼びかけ

● 4. 農家・住民間の日常交流機会創出による発災時の機能発揮

直売や体験農園等、日頃から農地所有者と地域住民が交流する機会創出支援

● 制度の設定案

- 1. 重点目標－「身近な緊急避難場所の確保による既存防災機能の強化」
(災害発生時、指定避難場所にたどりつけない住民の緊急避難場所の確保(避難行動要支援者(約18000人、人口の7.6%))
- 2. 協力要請対象農地－市街化区域内全域 液状化予想は市街化区域全域で可能性が高いこと等から、市街化区域内の全農地(2/3を占める宅地化農地含む)を対象とする。
- 3. 協力内容:基本型
「避難場所・避難路」「資材置場」「仮設住宅用地」「食料供給」+「防災兼用井戸」 ※今後オプション検討
- 4. 「(仮称)登録推進地区」の想定
甚大な被害予想地区、避難行動要支援者の多い地区で重点的に普及に取り組む
- 5. 協力体制－既存例では自治体⇄農地所有者・JA間の協定締結が主流だったが、加えて「自治会等地域住民から協力農地を推薦」するボトムアップ型関係構築による普及を図る。
- 6. 日常的に農地の認知度を高め、農家と市民が交流する機会の創出:
市民の農体験ニーズは高く、市街化区域に2園しかない体験農園等の積極的な開設、近接公園と連携したイベント開催(マルシェ、防災訓練等)により認知度向上を図る。
- 7. 農地所有者が受け入れやすいきめ細かな登録制度
多くの先行例のように一律な協定項目とするのではなく、協力の条件をきめ細かく設定できるようにし、登録率を高められるようにする。

●公園と農の連携の方向性

●住宅地に点在する小公園を周辺住民が主体的に管理・運営できる公園とする
(農(花きを含む)、コミュニティーガーデン、コミュニティ菜園)

●公園と農の連携を強化する拠点として公園を(再)整備する

公園と農の連携を強化するために、農体験や農に関するイベントとの拠点となる公園の(再)整備を行う

●公園と農の双方を、地域住民が連携して利用する
地域コミュニティを醸成する。

●公園・農地・水路等をネットワークする
水路や道路を小公園や農地を結ぶパスや災害時の避難路として位置づけ

●公園と農の連携パターン

公園と農の連携案について、連携のイメージと主な効果、内容について整理

●1. 農地を活用した農体験での連携

●2. 防災面での連携

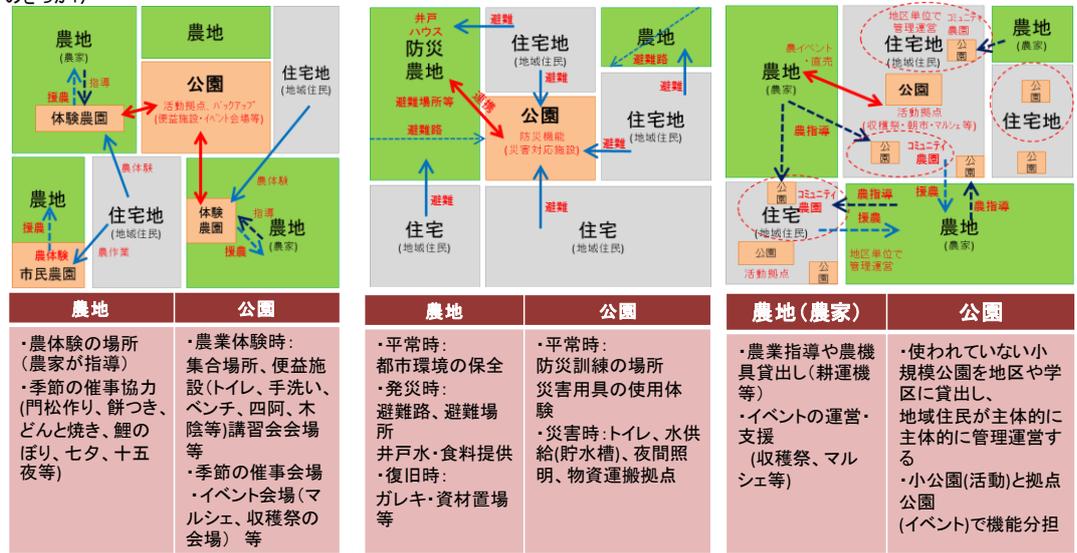
●3. 小規模公園の活用を通じた農家との連携

●4. 学校・農家・地域との連携

●5. 福祉施設・農家・地域との連携

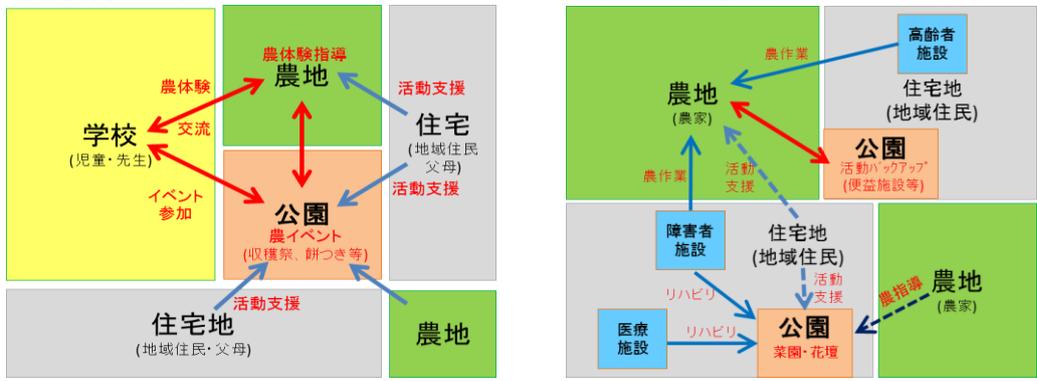
(2) 公園と農の連携案 **公園と農の連携イメージ**

- ①農地を活用した農体験での連携
 - ・日常的に農との関わりを意識できる
 - ・農家と市民のコミュニケーション醸成、多世代交流
 - ・援農、離農リスク軽減、農の風景・行事継承のきっかけ
- ②防災面での連携
 - ・災害時以外は連携を意識することが少ないが、発災時には避難地として機能を発揮
- ③小規模公園の活用を通じた農家との連携
 - ・農家が指導、市が活動サポート
 - ・まちの防犯性向上、子育て支援にも繋がる



(2) 公園と農の連携案 **公園と農の連携イメージ**

- ④学校・農家・地域との連携
 - ・総合学習の場として農地を利用
 - ・運営を農家や父母がサポート
- ⑤福祉施設・農家・地域との連携
 - ・高齢者、障害者施設と連携し機能回復の場として活用
 - ・地域住民が活動を支援し、コミュニティの醸成



農地	公園
<ul style="list-style-type: none"> ・農体験の場所提供 ・農家が指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・便益施設の利用 ・収穫祭等のイベントの会場として利用

2. 今後の課題

(1) 防災協力農地について

● 防災協力農地に関する取組み課題等

- 具体の地区における運用と検証
(モデル登録推進地区における、農家・自治会交流活動の実施)
- 補償制度・支援策の確立
(既存事例における補償に加え、訓練等の活動に対する支援策等検討)
- 農地関連優遇制度適用時の要件としての防災協力農地登録制度導入の検討

● 公園と農の連携に関する今後の検討課題等

- 公園・農地・水路等を含め、公園を核とした持続的な活動を続ける仕組み(運営組織・人)づくりの試行
- 取組み体制の構築等:「安全・安心・コミュニティ都市」の創出に向けた横断的な連携(多部局・機関連携によるエリアマネジメントの取組み)

● 今後の取り組み方針

- 春日部市防災協力農地制度要綱等の策定と防災協力農地登録の推進
- 自治会と農家が連携した具体の取組み
(モデル地区における防災農地連携型地区まちづくり計画の作成、活動推進等)
- 新しい都市農業振興制度を踏まえた市民農園・体験農園の普及促進策の検討
- 農地と連携した都市公園等の利用・管理の具体的検討(モデル地区における検証等)

調査実施後の取組の方針（取組の内容とスケジュール）		
時期	取組内容	実施主体
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○春日部市防災協力農地制度要綱等の策定 ○新しい都市農業振興制度を踏まえた市民農園・体験農園の普及・促進施策の検討 ○農地と連携した都市公園等の利用・管理の検討 	春日部市
平成 30 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○防災協力農地登録の推進 ○市民農園・体験農園の普及・促進 ○農地と連携した都市公園等の利用・管理の推進 	春日部市

(2) 農地と連携した都市公園の利用及び運営のあり方に係る今後の課題

今年度の検討結果を踏まえ、市街化区域内で積極的な参画意欲の高い団体のあるエリアの中からモデル地区を選定し、①小規模公園の活性化、および、ワークショップ参加者の関心が高かった②農地を活用した農体験での連携について、事業化の可能性を探るためのモデル事業（案）について検討し、試行を行う。

1) モデル事業(案)の検討

モデル事業(案)の検討にあたっては、事業の実現性を高めるために、以下の調査・分析等を行う。

①小規模公園の活性化に向けたモデル事業

- ・地域連携を前提とした利活用の可能性、ニーズの把握
- モデル地区の住民を対象としたワークショップやアンケート等の実施
- ・小規模公園を活用した先進事例の調査・分析
 - ・事業を推進するための支援制度や利用可能な仕組みの調査・検討

②公園と農の連携に向けたモデル事業

- ・自治会で農地を借りて活動している豊町自治会の取組み内容や課題等の把握
- ・豊町自治会の取組み等調査に加え、今年度を実施した「農家へのアンケート調査結果」及び「公園と農の連携事例の調査結果」を踏まえた、事業推進のための支援制度や利用可能な仕組みの調査・検討

2) モデル事業(案)の試行

検討したモデル事業(案)をもとに試行を行い、効果の検証や実施に向けた課題の整理等を行う。

①小規模公園の活性化に向けたモデル事業

- ・ 試行参加者へのアンケートの実施
- ・ 試行を通じたハード・ソフト両面からの課題整理
(必要な整備内容、仕組み、体制、費用等)
- ・ 市民や関係者の関心を高めたり、参加意識の高揚を図るための周知・広報の検証と課題の整理

②公園と農の連携に向けたモデル事業

- ・ 試行参加者へのアンケートの実施
- ・ 試行を通じたハード・ソフト両面からの課題整理
(必要な整備内容、仕組み、体制、費用等)
- ・ 市民及び農家、関係者の関心を高めたり、参加意識の高揚を図るための周知・広報の検証と課題の整理

< 調査概要 >

調査名	防災協力農地等による市街化区域内農地の機能発揮及びこれと連携した都市公園利用のあり方等についての実証調査												
団体名	春日部市公園農地連携方策検討会												
背景・目的	<p>(1) 地域の概要 埼玉県春日部市は関東平野のほぼ中央、東京都心から 35km 圏に位置し、人口 23.6 万人、市域面積 66k m²、市街化区域 22.2k m²である。国道 4 号と 16 号、東武スカイツリーラインと野田線が交差する広域交通の結節点である春日部駅を中心に市街地が広がる。平成 17 年に旧春日部市と旧庄和町が合併、区画整理が進んでいる西部の旧春日部市域に対し、旧庄和町を中心にした東部は水田を中心に田園地帯が広がっている。</p> <p>(2) 背景（課題） ①防災意識の高まりに伴う市街化区域内農地を活用した防災協力農地制度の検討の必要性 近年、災害時に高齢者・身障者等が避難場所に迅速に到達できないという危機感が高まり、市街化区域内農地を活用した防災協力農地制度の導入が検討課題となっている。一方、市街化区域内農地面積約 90ha のうち、安定的な生産緑地は 1/3 に留まっており、残り 2/3 を占める宅地化農地の動向が注視されている。</p> <table border="1" data-bbox="311 757 1485 824"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>農地面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>生産緑地</th> <th>宅地化農地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>90.2ha (100%)</td> <td>18.6ha (20.6%)</td> <td>71.6ha (79.4%)</td> <td>32.68ha (36.2%)</td> <td>57.52ha (63.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②人口減少、少子高齢化、地震等の災害等に対応した公園ストックの管理・運営の必要性 公園は市域全体に配置されているが（都市公園 295 箇所、都市公園以外の運動広場、ちびっ子広場等 76 箇所整備）、宅地開発に伴い整備された小規模公園も多数あり（街区公園のうち 500 m²未満のものが 136 箇所（54.2%））、経年変化に伴い十分な利用がなされていないものも見られる。今後の社会環境の変化や社会的ニーズに対応した人口減少、少子・高齢化、社会情勢の変化に対応した適切な利用や管理・運営が求められている。</p> <p>(3) 目的（公園と農地が抱える諸課題に横断的に対処） 公園と農の諸課題に横断的に対処するため、春日部市において市街化区域内農地を活用した防災協力農地の仕組みづくりと都市部の農地が有する多様な機能発揮に向けた市民農園・体験農園等の普及・促進方策を検討すると共に、これら農地の機能向上に資する都市公園等との連携のあり方について検討することを目的とする。</p>	(H27)	農地面積	田	畑	生産緑地	宅地化農地	市街化区域	90.2ha (100%)	18.6ha (20.6%)	71.6ha (79.4%)	32.68ha (36.2%)	57.52ha (63.8%)
(H27)	農地面積	田	畑	生産緑地	宅地化農地								
市街化区域	90.2ha (100%)	18.6ha (20.6%)	71.6ha (79.4%)	32.68ha (36.2%)	57.52ha (63.8%)								
調査内容	<p>(1) 防災協力農地の仕組みづくりと市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討 ①農地等の立地特性分析：農地台帳、GIS データ等の収集整理（公園と農の近接パターン把握） ②農地所有者意向調査：市街化区域内農地所有者に農業の経営状況、防災協力農地等への協力意向ヒアリング（3 件）及びアンケートの実施（10～12 月）：配布 646 件、回収 270 件（41.8%） ③防災協力農地制度検討：文献調査（8-10 月）、視察：大阪府・堺市・貝塚市（8 月）、熊本市・益城町（2 月）。市の防災関連施策、農家意向等を踏まえ、防災協力農地制度の検討・作成（11～1 月） ④市民農園・体験農園等の普及・促進方策の検討：春日部市における市民農園・体験農園等の実施状況の把握整理（8～9 月）、先進的・特徴的な市民農園・体験農園等の把握・整理：関西・首都圏事例視察（8～11 月）、事例等を踏まえた検討（11～1 月）</p> <p>(2) 農地と連携した都市公園の利用及び運営のあり方の検討 ①防災協力農地制度と連携した都市公園の役割の検討：農地と連携した都市公園の役割や取組みについて他都市事例等の調査・整理（8～12 月） ②市民農園・体験農園等の機能を補完する都市公園の利用及び運営のあり方の検討：市民農園・体験農園等の現状・課題について管理者・利用者等へのヒアリング（8～11 月） ③市民参加型ワークショップの開催：防災協力農地等による市街化区域内農地と、これと連携した都市公園利用のあり方をテーマに開催（自治会、公園美化委員会、計 4 団体、9 名）（1 月）</p> <p>(3) 検討委員会の開催：4 回開催（8 月、10 月、12 月、2 月）</p>												
	<p>(1) 農地特性・農業経営状況（農地所有者アンケート結果） ①市街化区域内農地維持の意向は消極的維持が最も多い（「維持するつもりないが当面維持」が最も多く（27.4%）、次いで「維持する」19.6%、「維持するつもりだが難しい」15.9%、「維持するつもりがない」7.8%。農地を維持するために解決すべき課題として「税負担の軽減」が最多（51.5%）） ②「防災協力農地」の認知度が低い（「知っていた」3.0%、「聞いたことがある」を含めても 20.7%）。 ③防災協力農地の意義は過半数が認めている（農地の一時的に利用や食料供給等の協力を「有意義に思う」55.2%。「思わない」2.2%。所有生産緑地面積が多いほど有意義と考える農家が多い） ④災害時の項目別協力意向は短期間の協力内容ほど高い（「緊急避難場所利用」（54.8%）、「資材置場利用」（47.4%）、「農作物を避難所等へ優先的に供給」（40.5%）、「農地の仮設住宅利用」（39.0%）の順に高い）</p>												

調査結果	<p>(2) 防災協力農地制度の検討</p> <p>①制度構築上の留意点等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に機能するための認知度向上工夫の必要性：既存震災の教訓より「日頃から知られている、使われている」ことが災害時に機能発揮する上で重要⇒定期的な訓練実施等 2. 受け入れやすさの必要性：農家ヒアリングより、見知らぬ市民の農地立入りを簡単に受け入れられるわけではない⇒農地立入り範囲の明確化や自治会が立入り時の仲介役となる必要性 3. 協力農家を確保するための工夫：農家アンケートより判明した、協力意向の強い大規模・複数農地所有者、市民農園等の開設者や関心者への積極的呼びかけ 4. 農家・住民間の日常交流機会創出による発災時の機能発揮：直売や体験農園等、日頃から農地所有者と地域住民が交流する機会創出支援 <p>②制度の設定案（既存都市の制度に加え、5～8のような機能発揮・普及策の工夫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 想定災害：震災・水害（最大規模：茨城県南部地震(震度6強)の時、一部建物倒壊、広範に液状化発生） 2. 重点目標：「身近な緊急避難場所の確保による既存防災機能の強化」（災害発生時、指定避難場所にたどりつけない住民の緊急避難場所確保（特に、避難行動要支援者（約18000人、全人口の7.6%））。 3. 協力要請対象農地：液状化予想は市街化区域全域で可能性が高いこと等から、市街化区域内の全農地（2/3を占める宅地化農地含む）を対象とする。 4. 協力内容：基本型「避難場所・避難路」、「資材置場」「仮設住宅用地」「食料供給」＋「防災兼用井戸」（参考：先行都市の有用な取組み例－水利組合や土地改良区との水路利用協定／保水機能のある水田との協定に補助金／協力項目選択型により登録のハードルを下げる／倒壊家屋解体に農業用機械提供等。 5. (仮称)登録推進地区の想定：（甚大な被害予想地区、避難行動要支援者の多い地区で重点的に普及に取組む） 6. 協力体制：既存例では自治体⇄農地所有者・JA間の協定締結が主流だったが、これに加え「自治会等地域住民から協力農地を推薦」するボトムアップ型関係構築による普及を図る。 7. 日常的に農地の認知度を高め、農家と市民が交流する機会の創出：市街化区域に2園しかない体験農園等の積極的な開設、近接公園と連携したイベント開催（マルシェ、防災訓練等）により認知度向上を図る。 8. 農地所有者が受け入れやすいきめ細かな登録制度：先行例のように一律な協定項目とするのではなく、協力の条件をきめ細かく設定できるようにし、登録率を高められるようにする。 <p>③今後の取組み課題等：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体の地区における運用と検証（モデル登録推進地区における、農家・自治会交流活動の実施） 2. 補償制度・支援策の確立（既存事例における補償に加え、訓練等の活動に対する支援策等検討） 3. 農地に対する各種優遇制度適用時の要件としての防災協力農地登録制導入の検討 <p>(3) 公園状況（自治会役員等による地域住民ワークショップ）</p> <p>小規模公園に対するニーズは現状では必ずしも高くない。一定規模以上の公園では地域活動が活発。農体験へのニーズは高く、便益施設等の施設整備に対するニーズが高いとみられる。</p> <p>(4) 公園と農の連携方策試案の作成</p> <p>①連携の目的：市街化区域における緑のオープンスペース（公園と農）の一体的・連携型有効活用、公園や農地の維持管理負担軽減、農地保全効果（安全安心、コミュニティ、公園活性化、レク、福祉）</p> <p>②連携のタイプ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地を活用した農体験での連携：農地を農体験の場として活用し公園が活動をバックアップ <u>農地</u>：農体験の場の提供等、<u>公園</u>：農業体験時：集合場所、手洗い、ベンチ等、イベント会場等 2. 防災面での連携：公園と防災農地が機能分担して防災機能を向上 <u>農地</u>：避難場所等、<u>公園</u>：平常時：防災訓練等、災害時：トイレ、貯水槽、物資運搬拠点 等 3. 小規模公園の活用を通じた連携：利用の少ない小規模公園を地域で使いこなす（地域主体で管理） <u>農地</u>：農業指導、農機具貸出し等、<u>公園</u>：使われていない小規模公園を地域住民主体に管理運営。 4. 学校との連携：学習プログラムの場として農地、公園、地域住民が連携。 <u>農地</u>：農体験の場所提供や技術支援（農家が指導）、<u>公園</u>：便益施設の提供・農イベントの会場 5. 福祉との連携：高齢者や障害者の福祉向上のため、農、公園、福祉、地域が連携 <u>農地</u>：農作業、農体験の場所（農家が指導）、<u>公園</u>：便益施設の提供 <p>③今後の検討課題等：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公園・農地・水路等を含め、公園を核とした持続的な活動を続ける仕組み（運営組織・人）づくりの試行 2. 取組み体制等：「安全・安心・コミュニティ都市」の創出に向けた横断的な連携（多部局・機関連携）によるエリアマネジメントの取組み
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○春日部市防災協力農地制度要綱等の策定と防災協力農地登録の推進 ○自治会と農家が連携した具体の取組み（モデル地区における防災農地連携型地区まちづくり計画の作成、活動推進等） ○新しい都市農業振興制度を踏まえた市民農園・体験農園の普及・促進施策の検討 ○農地と連携した都市公園等の利用・管理の具体的検討（モデル地区における検証等）